

平成26年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(6日目)

平成26年9月8日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(18名)

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 上坂久則君 |
| 2番 | 滝波登喜男君 |
| 3番 | 長谷川治人君 |
| 4番 | 朝井征一郎君 |
| 5番 | 酒井要君 |
| 6番 | 江守勲君 |
| 7番 | 小畑傳君 |
| 8番 | 上田誠君 |
| 9番 | 金元直栄君 |
| 10番 | 樂間薫君 |
| 11番 | 齋藤則男君 |
| 12番 | 伊藤博夫君 |
| 13番 | 奥野正司君 |
| 14番 | 中村勘太郎君 |
| 15番 | 川治孝行君 |
| 16番 | 長岡千恵子君 |
| 17番 | 多田憲治君 |
| 18番 | 川崎直文君 |

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教育	長	宮崎義幸君
消防	長	竹内貞美君
総務課	長	山下誠君
企画財政課	長	山口真君
会計課	長	清水和子君
税務課	長	帰山英孝君
住民生活課	長	野崎俊也君
福祉保健課	長	森近秀之君
子育て支援課	長	藤永裕弘君
農林課	長	小林良一君
商工観光課	長	川上昇司君
建設課	長	平林竜一君
上下水道課	長	太喜雅美君
永平寺支所	長	山田幸稔君
上志比支所	長	山田孝明君
学校教育課	長	南部顕浩君
生涯学習課	長	長谷川伸君

6 会議のために出席した職員

議会事務局	長	清水満君
書	記	吉川貞夫君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに6日目の議事が開会できますことを厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました方には、本町議会の運営等につき関心を持たれていますこと、まことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は傍聴心得を熟読されまして、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

今定例会は、地球温暖化防止対策として国、県で取り組みを実施しておりますクールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装はノーネクタイ、ノー上着で臨んでおりますので、ご理解のほどよろしくようお願い申し上げます。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。本日の会議を開きます。

～日程第1 一般質問～

○議長（川崎直文君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

最初に、14番、中村君の質問を許します。

中村君。

○14番（中村勘太郎君） 14番、中村です。

皆さん、おはようございます。最近、急に冷え込みが、朝夕の冷え込みもあらわれて、やっと9月に入って過ごしやすい時期を迎えたなということで、周りではわせのハナエチゼンの刈り取りも終了いたしまして、今これから秋本番のコシヒカリを刈り取ると、収穫の時期を迎えているところでございます。

ここにおきまして、この場に、本日ここに永平寺町民の方々のご支持をいただいで、町議会議員としてこの壇上に立たせていただくことを心より厚く御礼を申し上げますとともに、理事者の皆様方の温かいご返答、ご答弁をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、本日の一般質問に関しましてトップバッターという大役をいただきまして、本当に大変緊張しておりますが、先輩議員の皆様方から背中を押されて支えられているような感じがしておりますので、先輩議員の方、ひとつよろしくお願

いたします。

さて、少し前になりますけれども、先月の8月23日の福井新聞に「キャンプ場での豪雨、役場の対応に感謝」という坂井市の林田とよ子様、51歳の方からの掲載がありました。内容は申し上げますと、7月19日から20日にかけて吉峰のキャンプ場におきましてガールスカウト福井県連盟の方々約70名の方々がキャンプを行っていましたところ、夕方からの雨で、またそれが夜中にかけて豪雨となり、キャンプ場の建物の中に避難したというようなことがありまして、その後、大丈夫だと思っていたところ、ひっきりなしの雷と豪雨とにめぐり合います。夜中の2時、3時ごろになりまして上の山が崩壊するんじゃないかというようないろいろな心配もしたということで、役場のほうに連絡を入れさせていただき、また役場の方々、また消防車の見回り等をしていただき、迅速な対応をしていただき、本当に心強かったという内容でございました。

感謝の気持ちをあらわされた掲載を拝読いたしました次第でございまして、ああ、本当に職員の皆様はもとより、町長の平素よりの寛大なリーダーシップのたまものなんだというように感じたわけでございます。

これでその掲載、福井新聞で載ると永平寺町の対応ということでイメージアップ——イメージアップと言っていいかどうかわかりませんが、安全な、安心のまちづくりということでの取り組みについてはいい評価があったんじゃないかというふうに思っているところでございます。

それでございますけれども、その8月に皆さんもよくご存じ、ご承知だと思いますけれども、広島での異常気象による同時多発土砂災害ということでありますので、まず初めての質問でございますけれども、私も安全、安心に取り組んでいた一人でございますけれども、やはりこれは心配でございますので、最近になっての一番気になったことにおきまして質問をさせていただきたいと思っております。

さきに通告させていただきました問い1、問い2のことにつきましては、関連する答弁でございますので合わせて質問もさせていただきますし、ご答弁もひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、質問に入りたいと思っております。

8月20日、水曜日でございますけれども、さかのぼる先月の8月20日ですね。午前3時20分ごろ、広島市の山間部の安佐南区、同安佐北区で発生した同時多発土砂災害は、今日現在、死者七十二、三名と聞いておりますけれども、今詳しい数字はちょっとあれですけれども、まだ行方不明者が2人ほどおられると

というようなことで、広範囲による大規模自然災害が発生しました。広島市が出した避難勧告は5分おくれの午前4時15分だったとお聞きしております。同市長は8月22日の記者会見で、避難勧告をやはり速やかに出せる手順を見直す考えを示したということで、その危機管理体制の迅速な判断が危惧されておるところでございます。

どうしてこれらの豪雨同時多発土砂災害による人的被害が大規模になったのかということが焦点になるかと思えますけれども、1つは、やっぱりこの異常気象ということで、バックビルディング現象と言われる見込み違いの、3時間で200ミリと想像もつかない予測もできない豪雨、被災地の上空に予測もできないような積乱雲の線状降雨帯、要するに積乱雲が線状になって広範囲にゆっくりと移動しながら、成長しながらそういった線状帯をつくって形成されたということで、一つは自然現象による異常気象によるそういう豪雨がそういう被害になったということが一つ言えるかと思えます。

また2つ目には、やはり夜間の自然災害であるがゆえに被災地の住民は気象情報のチェック、十分ではなかったのではないかというように思います。例えば、1つは雨の降り方の異常な兆候と申しますか、それと皆さんも覚えがあるかどうかはわかりませんが、土砂災害の前兆としてやはり木の倒れる音、異常な音とか、土のちょっと泥臭いにおいがするなというようなところ、または今までとか昔からこの地区は大丈夫やというような地域観念があって、それらのことでそういうような情報が手薄になったのでなかろうかという心配があります。

ここで町長に一つお願いしたいんですけど、質問したいんですけども、私も消防行政に携わらせていただき、市町村の法的義務で徹底指導をされ、また指導させていただきました。今までの消防生活でね。このような大参事を二度と繰り返さないためにも、行政はそれぞれの地域の特徴をよく理解した上で大規模自然災害に迅速に対処できる、地域住民への迅速な災害情報の伝達を強く感じる次第でございます。

このような大規模自然災害、豪雨災害の発生による被害を大難が小難、小難が無難へというように被害を軽減するためには、町長はどのように判断、手段をもって対処されるかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この迅速な対応、今回の広島の例を見ましてもなかなかおくれたと。これも対応には二通りあると思うんです。まずは平時でどのようなこと

を町民の皆さんに啓発していくか。今、ハザードマップもお配りしています。ただ、なかなか細かい単位で、例えばこういった水害の場合はどこどこへ避難したらいい、また地震のときはどこどこへ避難したらいいとか、そういった面をただハザードマップを配布する。もちろん、今、自主防災組織等でも消防の皆さん説明していただいておりますが、より身近な説明をしていく必要があるなと思います。

そしてもう一つは、この役場においてもしっかりと準備をしておかなければいけない。私、7月23日に、町長につきましてからこういったいつ起きるかわからない災害に備える必要があるということで、東京の総務省消防大学校が主催しておりますトップマネジメント講習会で勉強をしてきました。その中で、初期体制が非常に大切になる。いろいろな事例をお聞きしておりますと、対策本部がいざ集まったときに機能していない。パソコン等がぐじゃぐじゃになっていて、違うところで開設しなければいけないという状況がある中で、もうそれだけで数時間おくれしてしまう。そういった準備も必要だと思っております。

もう一つ、平時のときに大切なのが、いつ起こるかわからない災害、避難勧告等を出す場合は、空振りを恐れずにやるということ。その理解を平時のときから住民の皆さんにもう空振り覚悟で行政は避難勧告、また避難指示、避難準備、そういったことをさせていただくという旨を平時から皆さんの理解をいただく必要があるなと強く感じております。

そしてもう一つは、やはりいざ災害が起きて本部を開設した時点で、今度は組織、そういった組織の連絡系統、情報の重要性であったり、職員さんの配置、これもやはり職員さんも被害者になるということでもなかなか全員集まってこれないということも考えられます。そうした中で、その場その場での判断が求められると思っております。

そしてもう一つ、情報の伝達にしてもしっかりとした職員間での共有が図られていないと情報の差に誤差が生じるといいますか、そういったこともあると思っております。また、今回広島でもありましたファクス等の見落とし、こういったこともしっかりと担当を置いてやる、そういった取り組みが必要になってくると思っております。

そしてまた、広報ですね。これもやはり一番住民の皆さんがそれに対して動くといえますか、のは防災無線と広報車、これが一番住民の皆さんがすぐに対応できるといえますか、信頼できるメディア、まず最初のときのということも勉強し

てきました。それに付随して、ホームページであったり、ソーシャルネットワークであったり、ケーブルテレビであったり、そういったことも考えながら、今平時でできる準備、そして起きたときのすぐ動ける体制づくり、そういったものを訓練等を通してこれから行っていきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 消防大学、7月23日に消防大学。三鷹にあります消防大学ですね。私もあそこへ平成2年ですか、勉強させていただいたことがあります。7月23日のトップマネジメント、初動体制の強化とか、そういった必要性がある。空振りでもという覚悟ができているということでの町長の、次に質問しようかなと思ったところもちよっと出てきたわけでございますけれども。そういうことで一生懸命取り組んでおられるということで、ちよっと安堵したところでございます、

次に、また一つ、町長あれですけれども、町長は大規模自然災害に、特に予測すらできない豪雨に対処するために、まずは各地区においてやはり大規模自然災害に弱い地盤とか、または全町民の方々が平素より永住しておられる地理的把握の徹底を、やはりその永住しておられる方々がその地域の特徴というのは必ず我々よりかも知っている、ご存じだと思います。そういった昔からの言い伝わりも継承されているようなことだと思いますけれども、やはりそこはもう一つ念には念を入れた住民一人一人が考えて行動していただけるような十分な説明を行政のほうから発信する必要が今までは、今もこういうふうになりましたように、そういった情報の伝達ですか、そういったもののケーブルとかそういうようなこともありますし、防災無線もありますし、そういったことはソフト的なあれでしょうけれども、もっともっと何か行政から、もうそんなことわかっているんやと。住民はわかっているんやというふうによい聞きますけれども、うるさいなと言われてもへこたれずに、これが、どうでしょうかね。今もう発生しているところもありますけれども、異常気象に対する町の取り組みということで、胸を張ってやっていたらいいかなというふうに思うところでございます。

やはり、だからといって地域の方々に各地区のことは地区で任せるといようなことでは決してございませんので、地区の方がよくご存じですから、そういったところは自分たちで取り組むような姿勢をやっぱり行政とともに頑張っていたきたいなというふうに思っているところでございます。

ここでよく言われるのは、先ほどもちよっとかじったんですけれども、昔から

ここは岩盤やっとかね、地震や豪雨があっても大丈夫な地域なんやとか、または九頭竜ダムができてからここまでしか水は上がってこんのやとか、いろいろそう町長もお聞きすると思うんですけども、私も嫌というほどもうそういうふうに、御陵地区におりますからよく見てもいるし聞きもします。しかし、やはりそういう固定観念、これを捨て去る。地域住民、我々ともに捨て去って、行政のソフト面でのそういった手腕を発揮していただいて、発信をしていただいて、災害に強い永平寺町のリードをしていただきたいという思いがあるんですけども、町長、改めてそういったリーダーシップという決意をひとつもう一度お願いします。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今中村議員おっしゃられるとおり、本当にまずは固定概念を捨てていただくといえますか、しっかりと、今まではなかったけど起きる可能性がありますよというのいろいろなそういった自主防災組織であったり、各区の皆さんであったり、そういった方々にしっかりと説明していかなければいけないなと思っておりますし、もう一つ、やはりこの対策本部になる職員の中でも長いこと、事例があったみたいで、よそで。あそこは大丈夫だから勧告出さなくていいだろうとか、そういったのもあったみたいで、改めてこの職員のほうもいつ起きるかわからないという、そういった心構えで、本当に災害に強い、そういったまちづくりをしていかなければならないなと思っております。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） そういう心構えを継続して、ともに頑張っていこうと思いますので、よろしく願いいたします。

3つ目の質問に入らせていただきます。担当課長に質問いたします。この土砂災害を受けまして、福井県は22日金曜日、災害の2日後でございますけれども、県全17市町の防災、土木担当者を県庁に招集しまして、豪雨等による土石流の発生するおそれのある1万1,600カ所のうち、山際の住宅地の危険箇所を9月から巡視、点検することとなっていると。一番心配なのは、やはり永平寺町という地域は当然、ほとんどが山にかかわって形成されている地形でございまして、いつでもこのような豪雨になった場合、大なり小なりやはりこのような土石流が発生することを念頭に置く必要があると思います。

ここで担当課長にお願いしたいんですけども、本町におけるこれらの巡視、点検対象となる危険箇所、現在地区ごとに何カ所存在するのか、またもう一つあ

わせまして、この調査をする、また巡視、点検をするところに当たりましてのどのような規模——規模というのは専門要員とか地区の方々をちょっとお願いして出役していただいて、参加していただいて、そういった点検、また対応をするのか、どういったスタッフで、どういったまた日程を立てて点検をしていくのか。もう取り組んでおられるのかもしれませんが、そこら辺ひとつよろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） ただいまの巡視、点検等対象となる箇所は現在地区ごとに何カ所あるかということと、その方法をどのような規模でというお尋ねでございますけれども、県においては土砂災害警戒区域1万1,660カ所のうち、今回巡視、点検の対象となる箇所を基礎調査以後に山際で新たな住宅開発を行った箇所としておりまして、基礎調査データをもとに黙視による巡視、点検を計画しております。

町においても、県に準じましてその対象箇所を調査したところ、平成15年から20年までの期間に行われております基礎調査後に町内にある352カ所の土砂災害警戒区域のうち、山際で新たな住宅開発が行われた箇所というものがありません。ことことから、本町においては今回の巡視、点検の対象箇所はございません。ただし、今ほどどういった体制でというお話ですけれども、町としましても県の基準による巡視、点検の対象箇所はないわけですけれども、9月、10月は台風時期でもありますので、町内の土砂災害警戒区域のうち、開発はございませんけれども、山際の住宅団地などを対象にしまして、9月中旬に独自で点検等を行いたいというふうに考えております。

また、その点検の方法につきましてですけれども、県に準じまして基礎調査データをもとにしまして現況と比較して荒廃状態が進んでいるかどうかなどを黙視により点検したいというふうに考えております。今考えています対象箇所としましては、松岡地区で5地区、永平寺地区で3地区、上志比地区で1地区、計9地区を予定をしております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 新たに住宅地を視野に入れたところで352カ所あるうちの、管内では今のところはそういうようなところはないということでございますね。

永平寺町、課長が今おっしゃったように、独自で永平寺地区で9カ所、上志比1、永平寺地区3、松岡地区5で9カ所実施されるということで、これは積極的な対応かなというふうに評価するところでございます。

こういったところをやはり何ももう対象地区がないからそういったことをしないんだということではなしに、やはりそういった心配事があるんだと。周り、永平寺町ではないかもしれないけど、勝山、大野または坂井町とか、そういういろんなところでそういう取り組みを県の指導のもとされているということに対しての永平寺町としての取り組み、これはやっぱり必要かなというふうに、積極的にやっているということで本当にありがたいなど。頑張れというように思っているところでございます。

また一つ、次の質問に移らせていただきます。

担当課長と町長に質問をお願いしたいと思いますけれども、このような大惨事の後でございます。やはり全町民の皆様方はちょっとした強い雨でも大変なご心配をされている方々がたくさんおられると思います。今回特に山間部の山際の地域住民の方は、夜も激しく雨のたたく音がしますと、ゆっくり楽にも床につかれないような状況だと胸中をお察しする次第でございますけれども。

そこで、担当課長に質問させていただきたいんですけれども、豪雨災害防止対策としてハード面の整備の中で各地区住民の要望として今までに砂防ダムとか、または河川、用排水の未工事、そういうようなところを改修今までしてきました。やられてこられましたけれども、まだいまだちょっと道半ばのところもあろうかと思っておりますけれども、こういったところもやはり早々、近々に対処、そういった予防対策として取り組んでいかなければいけないかなというように強く思っておりますけれども、このような改修計画がどのようにまたなされているのか、取り組まれておられるのか、今後またどのように計画されているのかをちょっと担当課長からご答弁ひとつお願いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） ハード面での各地区からの要望に対しての取り組み、進捗状況をというお尋ねでございます。

県による砂防事業につきましては、各地区からの要望はたくさんあるわけですが、その中から平成24年度から6年計画で京善地区の押谷川、市野々地区の切谷川の上流に2基の砂防堰堤の設置とその下流の流路工の計画をしております。現在、それぞれの箇所での事業用地の取得に向けて交渉をしているとこ

ろでございます。

また、河川事業につきましては、県事業としまして、ご存じのとおり中部縦貫自動車道関連で荒川の河川改修を平成20年度から着手しておりまして、今後は中縦本線から西側の河川改修に取りかかる予定になっております。

そのほか、南河内川では平成23年度から10年間の計画で山王地区から栗住波地区までの河川改修を計画しておりまして、今年度は下流側の一部改修が完了しております。

また、今後は上志比地区までの区間の事業用地を取得しまして、所有権移転登記等が完了した箇所から順次工事に着手する予定ということになっております。

その他、河川維持補修事業としまして昨年度は永平寺川、市野々川を初めとする河川等で要望があった箇所の護岸等の補修工事も行っております。

町においてもですが、平成24年度より水害に強いまちづくり事業ということで積極的に着手しておりまして、高橋川や南熊谷川、一の谷川、小谷川などの普通河川を対象にしまして計画的な河川の補修工事を行っているところでございます。今年度は南熊谷川、野中川、勝尾谷川等の河川工事を実施することとしております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） しっかりとした取り組み、計画をなされているなというふうに思います。それを実行できるように、早くその期間内にできるようにこれからも進めていっていただきたいかなというふうに思っております。

ありがとうございました。

防災に関しての最後ですけれども、町長に、先ほども消防大学におかれまして危機管理・防災教育科のトップマネジメントを受講されているということで、それとまたあわせて7月にはこの役場職員の新人さんですか、そういった方々による機能別消防団の新設というか、創設をされて、そういった防災に関して、また町のいろいろな多種多様な災害に備えているなど。取り組んでおられるなど。これは町長も議員さんのときからおっしゃっていたことでございますけれども、ようやく実現してこういうふうに立派にやっておられるんだということで高く評価をしたいと思っております。ありがとうございました。

これに関して、最後に町長さんに強いこれからの二度、三度となりますけれども、ご決意をお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この災害につきましては、今ほど課長のほうからの答弁もありました。ハード面、そしてソフト面のまず準備、そして災害が起きたときの対応、こういったことが大切になってくると思っております。自助、公助、共助とよく言いますが、この自助の部分に関しましても平時から皆さんにこういった対応をしてくださいとか、こういったところに避難してくださいとか、こういった協力をしてくださいとか、そういった旨の啓発、また今ほどの河川の改修であったり、砂防ダムの件でありましたり、そして今度は伝達方法、どういうふうに皆さんにそういったときに伝達をするか。そして、災害対策本部で一刻を争う状況の中で無駄のない動きができるか。そういったこともいろいろ訓練、また想定しながら今からのまたこういった防災についての運営についてしっかりと努めていきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） そういったいろいろな防災の取り組みにつきまして、私もやはり防災のところに勤めておりましたところ、ともにチェックをしながら、またこれからも議会として、議員としてもこういうふうに意見をさせていただきますので、ひとつよろしくお願いいたします。

2問目に移らせていただきます。

消防職員の定数外職員の確保をということで、ひとつお願いいたします。

消防に勤めさせていただきまして、いろいろなことがたくさんございました。当時、私が40歳のころですか、平成6年に消防統合特別委員会が当時の吉田地区消防組合議会で創設されたときのそのときの感動というものは本当に、ああ、いよいよというふうに今でも忘れません。しかし、やはり2町1村の当時のさまざまな課題が山積いたしておりまして、その夢は夢で終わりましたが、あれから20年経過いたしました。平成18年の町村合併により、地域の大きな壁は消え、中央省庁から大規模災害に備えるべく消防の広域化の話題が取り巻く課題がありました。また、当永平寺町消防体制の統合が現実味となりまして、先輩議員のご努力と町部局の努力、そして永平寺町民の方々の多大なるご理解をいただきまして現在に至っているというところで、本当に消防職員としては大変感謝しておられるというように思っておるところでございます。

消防本来の使命でありますが、人の生命、身体、財産を確保する大きな使命のため、町民を愛し、消防職員は日夜精進して、さらに頑張るものと思います。し

かし、この大きな消防の使命を粛々と達成するには、やはり消防の三大要素と申しまして人員、機械、水利が不可欠であります。この1つでも欠けた場合は、やはり消防の任務、通常業務の火災救急救助はもとより、いろんな災害、多種多様な災害に到底なし遂げることができかねるというふうに思っております。

そこで、ここで消防長、ちょっと質問させていただきたいと思いますが、今、当永平寺町消防本部の条例定数、現在何名で、実員は何名か、ちょっと再確認のためにお願いたします。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） 職員定数と現在の実印数のお尋ねでございますけれども、消防本部の条例定数は消防吏員が44名、消防職員1名の計45名でございます。また、実員数につきましては現在37名でございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） どうも消防長、ありがとうございました。

一つ、また消防長にお願いしたいんですけれども、本年度から26年、新庁舎建設の平成28年度までの3年間、県内外の出向計画、職員の、救急救命士とか、定期的に輪番が回ってきます県の消防学校への教官の派遣ですね。そういったことやら、防災ヘリの隊員の出向、派遣ですね。そういった計画はどのようになっているのか、ちょっとお聞きします。3年間、28年まで結構です。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） 消防職員の派遣につきましては、現在1名が救急救命士養成のために東京研修所へ入所中でございます。また、今後の計画といたしまして、来年度、平成27年4月から平成30年3月までの3年間、福井県消防学校の教官として1名を派遣いたします。また、県防災航空隊の隊員の派遣は平成31年から3年間。そして、救急救命士の以後の養成の計画といたしまして平成29年度、平成30年度に各1名を養成する計画となっております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） ありがとうございました。

このように今、消防職員の出向計画がある中でございますけれども、総務課長、一つお願いしたいと思っておりますけれども、本年の秋から救急救命士の養成で、もう今現に行っておられるというようなこと、半年間1人減少と。また、次年度から

平成27年度、消防学校への教官派遣として1人3年間ですか、長期出向と今お聞きしましたけれども、27年から30年までですね、出向ということでお聞きしました。そういった計画になっておりますけれども、また本年、救急救命士の養成及び退職者、また次年度と消防学校への教官派遣で減員となり、さらに実員が減員となるということで、新採用も計画されておるといようなこともお聞きしておりますけれども、この3名、この新採用をする3名と初任教育で半年間、来年27年度で採用し、その採用された職員が消防吏員となる、消防士となるまでには、あくまで27年の10月までは籍は3名こちらにありますけれども、消防学校へ預けたままでございます。まして、それとあわせて1名が消防学校の教官に出向されるというようなことで、今37名ですか、というような職員、実員数が37名中、今そういったことで退職されてもそういった実員は確保して、3名を来年、27年度で採用するということはお聞きしましたけれども、おのずと三十数名で、それは学校から帰ってくればまたそういった対応は十分にやるというようなことのあれになりますけれども、やはり消防というのはそういったことで数カ月はいいだろうとか、半年はいいだろうとか、1年間はこういうふうにして。人件費もかかりますからね。いろいろなことでかかりますけれども、やはりそういうふうな対応というんですか、取り組みというんですかね。

現に私が今言ってるのは、消防の定数が先ほどお聞きしましたら44名の、事務職員1名で45名ですか、これを絶対確保しなさいよと。していただきたいということではございません。やはりそういった保育士さんとか、いろいろ役場職員さんとか専門職員さんのそういったみんなの職員のバランスもありますから、そういった無理を言うてるわけではございませんけれども、先ほども冒頭にも言いましたとおり、やはり消防の要素、人員、機械、水、これを十分に確保、十分というよりも、適宜に確保してないと、何があっても一つ欠けた場合には、これはもう消防の力というのは皆さんが期待している、住民が期待しているようなことは到底不可能なことなんで、それらをやっぱり十分ご理解いただいて、到底44名置きなさいとか、そういうことを言ってるんではございません。確実に稼働できる適正な消防職員の配置をお願いしたいと。採用をお願いしたいということでございますので、そのところ、総務課長、答弁ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 先ほど消防長からも答弁がありましたように、来年度か

ら3年間の消防学校の教官に派遣するという事。そういったことから、新規職員の採用につきましては来年度3名を予定しております。

これは来年度に向けて消防職員のほかにも事務職員、それと保健師、保育士、これらの方々も採用を予定しておるところでございます。これからの採用の予定人数、部門ごとに全体の職員数を考慮して決めさせていただかなければならないというふうに考えているところでございます。

やはり今後財政状況が厳しくなる中、長期的に考えますとやはり職員数の減数も仕方なかろうかというふうにも考える部分もあります。そういった中で、部門ごとに配置できかねる部分もある場合もあります。これは、そういった反面、消防の職員につきましてはことしも3名採用しておりますし、逆に言いかえれば前もってそういう3名ずつを配置させていただいているというふうな捉え方もできるかというふうに感じているところでございます。

しかし、町民のサービスを低下させることなく、特に消防業務につきましては町民の安心、安全を確保するといった観点からも非常に重要な部門であるというのも私も十分認識させていただいているところでございます。

また、新庁舎の移転を平成28年に控えて、そういった中で全体的な体制にしっかりと目を向けて適正な職員採用を行いたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 3名、前もって今取り組んでいると。さらにそれを前もってやっていただくとそういうふうなことがなかろうかと思うんで、もう1年だけ、1期だけ繰り上げてそれを捉えていくと、ちょうど消防学校でも3名が出向している。それが帰ってきてもそこにおいて、次の計画に取り組むというようなこともありますので、そこら辺少し詳細に詰めていただいて対応していただきたいかなと。ありがとうございました。

最後になりますけれども、町長にひとつよろしく願いいたします。

冒頭にも申し上げましたとおり、消防はやはり平成28年度に新庁舎建設事業、また消防救急デジタル無線整備事業、さらには消防の心臓部であります消防指令センターの整備事業のこの大きな事業がなされる中、消防職員の減は大変なことになると感じております。このような事態になりますと、どうしても通常の消防業務に支障を来し、地域住民の安全、安心を担う消防体制が崩壊するおそれが

あると強く私どもは思っておるところでございますので、ましてや消防指令センターの専門要員も配置しなければいけない。そうでなければ稼働しない、運用しない、そういったことも考えられますので、そのところを住民にいろいろなことを鑑みながら、消防が地域住民に不安感を与えないように、また永平寺町が不安感を与えないように、そういった適正な人員の確保としていただき、災害に強い安全な、安心な強い永平寺町の消防体制の強化を願うものでございまして、町長、最後に答弁ひとつお願いします。

○町長（河合永充君） 先ほどの中村議員の質問でもありました。今本当に大きな災害がいつ起こるかわからない、そういったのに準備をしていかなければいけないという状況になっております。

まず考えていますのが、今1署体制になりますと本庁から離れたところに行きます。総務課には生活安全室がございまして、そことまず連携をとっていくために事務職員を1人消防のほうへ派遣できないかなという考えも今持っておりますし、もう一つは、年に1回東京のほうで1カ月、2カ月程度の研修があるとも聞いております。そういった研修にもなかなか皆さんに行ってもらおう。順番もあると思いますが、年に1人でもそういったところに行っていていただいて、本当に生の新しい情報であったり、またはよその署員さんとの連携がとれるような、そういった情報交換の場、またそういったのに生かしていく。この永平寺町の消防についても生かしていけたらなど、そういうふうに思っております。

ただ、3署体制の時代、私も議員しておりましたが、そのときは1本署2分署で35人でいっぱいいっぱいの中、署員さん本当に大変な中、回していました。今は1本署1分署という形をとっています。そういったことも一度しっかりと分析しまして、この永平寺町の新庁舎、新しい施設、設備もいっぱい入ります。そういったのも一回勘案しまして、今ずっと実は消防長と総務課とかいろいろなところで適正な人数は何人かというのをやっております。それがまたわかり次第、議会のほうにもお示しして、また皆さんのご意見お聞きしながら、来年の4月には正式な定数計画も出していきたいと思っておりますので、またよろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 最後に、町長のそういった適正な、これから取り組んでまた強い永平寺町をつくりたいというようなことも伝わりましたので、これで消防職員の定数外の確保というようなことも取り組んでいただけるんかなというよ

うに思いますので、ひとつこれで質問を終わりたいと思います。

初めての町会議員になってからの質問ということで大変緊張しましたけれども、お聞き苦しい点もございましたでしょうけど、一つずつ力いっぱいこれから努力して永平寺町の力になろうというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

終わります。ありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。

11時再開いたします。

（午前10時49分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、11番、齋藤君の質問を許します。

11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 私は、この定例会に3件の質問を通告しております。福祉について、人口の減少について、そして保険・医療・福祉の連携についての3件です。順を追って質問いたしますので、その都度ご回答をよろしく願いをいたしたいと思います。

今ほど本定例会最初の質問者として中村議員が災害対策等について質問をされました。このことは、町民の生命や財産を守るためイの一番に考えなければならない大事なことだと思っております。

さて、その次に重要なのは福祉施策であると思えます。そこで私は最初に町の福祉施策について質問をいたします。

このことは、ちょうど1年前、昨年9月の定例議会において一般質問をいたしました。その後きょうまでの状況、また町民の声、その中から質問をさせていただきます。

最初に、民生委員についてお尋ねをいたします。このことについても、昨年一部回答をお聞きしておりますが、担当課長もおかわりになられましたので、改めてお伺いをいたします。

町の民生委員さん、たしか53人とお聞きしていますが、そしてそれぞれ担当する世帯は約100から200世帯とのことですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今ほどのご質問の人数でございますけれども、今現在53名で間違いございません。それと、厳密に言いますと70から200世帯というところが担当区域かなと思っております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） ありがとうございます。

次に、民生委員の選任というか、どのようなことで選考されているのか、どのような人を選任されているのか、その方法というか、やり方というか、これちょっとお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 民生委員の選考でございますけれども、やはり福祉活動、またボランティア活動に理解と熱意があるというのが大前提でございます。そうした中、各地区等からご推薦いただいた方を町の民生委員推薦会において審議させていただいてございます。その結果として、県のほうに申達し、最終的には厚生労働大臣から委嘱を受ける。現在の委員さんは昨年12月1日から3年間の任期で今委嘱させていただいてございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 地域に人望が厚く、地域から推薦されたという方ということでございますね。

民生委員さんの仕事です。その仕事というか、業務内容は何でしょうか。いま一度お尋ねをいたします。

そして、民生委員さん方の実務研修、こういうようなことはされていると思いますが、どのような方法で、どのような形でされているのか。また、どれくらいの頻度というんですか、毎月行っているとか、隔月とか、毎週とかということでございますが、そのことについての実施内容についてちょっとお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 民生委員さんの主な活動といたしましては、やはり地域の弱者に対する見守りといった相談でございます。特にひとり暮らし高齢者、また地域の生活困窮者、またお子さんお持ちの方の親御さん、障がい者の方、こうした方からの相談業務というのがやはり主になってまいります。

そして、また特に最近では地域福祉活動のボランティアという形でいろんなことにご参加いただいております。地区の遊具の点検、また各種いろんな行事がございます。そういったところに参加していただいて、ボランティアとしての活動をしていただいております。

民生委員さんの実務研修ということでございますけれども、民生委員さんは永平寺町においては協議会をつくってございます。また、福井県の民生委員児童委員協議会の会員としても登録してございます。この県の民児協におきまして、年に数回まずそういった研修がございます。昨年12月に新しく任命されたということで、いわゆる新人研修といったもの、また1年経過した場合にはそうした1年研修といったものやっております。

永平寺町の民生児童委員協議会は年4回、まず定例会を実施してございます。各支部におきましては毎月のように支部会をしている。そうした中で、いわゆる講師を招いた研修とか、またいろんな先進地と申しますか、のところに行きまして実務研修をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 定期的に実務研修をやっていると。事例を挙げた研修とかもされていると思うんですけども、そういうことですね。はい、わかりました。

次に、民生委員さんと町、そして社会福祉協議会等々のかかわり合い、いろんな福祉施設もございます。そんなところには、それは今現状どのような状況なんですか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 民生委員さんは地方にとってはなくてはならない存在でございます。特に先ほど言いましたひとり暮らし高齢者等の見守りといったものにつきましては、やはりもう民生委員さんなくしてはやっていけないというのが事実でございます。

それと、特に昨今、やはりお子様からの相談業務といったこともふえてきてございます。そういった部分で町と民生委員は切っても切れない関係かと思っております。

あと、社会福祉協議会のほうも民生委員さんにいろんなお願いをしております。特に歳末助け合い等の募金活動、また年末にはひとり暮らし高齢者に対してお節料理の配布といったこと。またもう一つありますのは、見守りということで

配食サービスということでご自宅に給食を持って行っていただくとか、また寝具洗濯サービスといったそうした部分で取り次ぎをしていただいているということで、社会福祉協議会におきましても民生委員さんはなくてはならない存在になっている状況でございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 私、なぜこのような質問をしたかというのは、私、行政で福祉の経験がありました。ということから、私に福祉のことで何人かの人が相談がありました。当時、私がかかわったころの福祉施策と今日の福祉では大きく変化をしており、十分に対応ができません。このことから私は、地域におられる民生委員さんにご相談、またはお尋ねをしてはいかがかということ返答をいたしました。しかし、民生委員さんて地域にいるのですかと。また、一体誰が民生委員なんですかというようなお言葉とか、また余りあの人には相談をしたくない、話をしたくないというような声が聞こえてきました。また一方、民生委員さんからは役場からの情報提供が非常に不十分だと。民生委員の仕事って社会福祉協議会のお手伝いか、福祉まつりやサロン、ひとり暮らしの弁当の配達が主なものだというような認識を持たれる方もおられました。

私の友人に福井市の民生委員がおります。先日、福井市の研修や活動について少しお話をさせていただく機会がありました。福祉では、常に民生委員に対し実務研修や地域での情報交換、勉強会などさまざまな形で、それも定期的な実施をしているとのことでありました。大変勉強をさせられました。今食べるものがない人に対し、まず必要な援助は今食べるものを用意する、そのこと、この当たり前のことが福祉です。今の現在の福祉制度では、すぐにできない、つまり今困っていることがわからない、解決ができない、そして制度の谷間にいる人たちや谷間に落とさないための施策、このことが重要なのであります。福祉の谷間に置かれていると思われる人たちの実態はどのようなのですか。その人たちへの取り組み状況、このことについては民生委員さんの地域での活動やその活用にもつながるものではないのでしょうか。今日の現状について、また今後これからどのようにしていくのかをお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） ただいまおっしゃいました福祉の谷間に置かれているという方でございますけれども、当然、先ほど言いました民生委員さん、児童

委員さんはその地域の方々の実態について把握をお願いしているところであり、町にもいろいろと聞かせていただいている状況でございます。また、永平寺町の社会福祉協議会内には在宅介護支援センターを設置してございまして、こうしたところでも実態を把握をさせていただいている状況でございます。

ただ、いろんな高齢者の方からの要望等も聞いてございますけれども、その福祉の谷間にその方がいるかどうか。事細かいところまでは正直申しましてなかなか把握し切れていないというのが現状でございます。

ただ、町といたしましては、いわゆる在宅サービスとしまして外出支援とか、あと軽度生活といった買い物援助のサービスなんかもしている状況でございます。なかなか全てを網羅できるとはいかないまでも、これからはなおさらこういった人たちがふえてまいりますので、サービスの提供のあり方についていろいろと検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 今後のいろんなことをご期待しますが、やはり制度をわからないというんですかね、人がおるんです。それが谷間に私はいる人だと思うんですね。利用したくてもその制度を利用できないという方がおるんです。それを誰に相談していいかとなります。そうすると、民生委員さんだと私は思うんです。

ところが、全部の民生委員さんではないと思うんです。一部だと思うんですけど、やはり今申し上げたように、民生委員さんっているんですかとか、誰なん、ていうのをちょっと聞いてね、びっくりしたんですね。やっぱりそういうことが民生委員さんそのものが私は活動が下手くそと言うと言い方悪いんですけど、不十分というんですかね。何かやはり地域をもう少し、自分の在所というんか、自分の集落のことはわかるんですけど、隣の集落なんていうと全く顔出さないとか。区長さんには話をしてあるんですって言っても、そこら辺がちょっと何かうまくいってないみたいだね。

だから、もう少し民生委員さんに対しての研修というんですか、勉強会というんか、こういうようなこと、事例研修とかいろんなことももっと強力にする。やはり民生委員さんそのものをする。福井市の私の友人は非常に細かくやっていました。そしていろんなお話、そういう話もすると、非常に細かくして谷間にいるような人もいろんな話も相談にも応じてるとか、谷間というという言い方おかしいんですけど、結構やってるように。それで、福井市からの情報が結構入ってきて

いました。

この前お聞きしましたら、ある民生委員さん、町が全く何か秘密保護とかなんとかというので情報がないんですと。全くわからないんですというのがありました。確かにそれは難しいことかもしれませんが、民生委員さんはもしそれを知り得たらそれをもらしたら完全にこれ秘密保護法にひっかかるわけなんです。だから民生委員さんは責任があります。だから私の友人の民生委員も聞いたんですけども、これはもう絶対誰にも言われたいんですって。齋藤さんにも言われんのかなと言われて、聞きたくもないしって言ってたんですけど、そういうようなことがあるんです。

だからやはり適格な情報を町も民生委員さんに落として、町ではなかなかできないことが民生委員さんにかわってやってもらうというようなやり方。今、社会福祉協議会のお手伝いではないんです。あくまでも町の民生委員さんだと思うんです。だから、そういうようなところで、課長、ひとつ本腰を入れて民生委員さんの活動の強化ですかね。それからすぐれた人員の確保、いろんな人がおられると思います。そういう方の人選とか、ひとつ今後ともお骨折りをいただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今ほどのお話、しっかりと民生委員さんとは情報の共有といえますか、しっかりしまして。そしてもう一つ、民生委員さんが活発に活動できる環境、そういったものもしっかりお話を聞きながら進めていきたいと思いますので、またよろしくをお願いします。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 次に、心身に障がいを持つ子どもたちや、またその成人の人のための働く場所、授産施設ということだと思いますが、授産施設等の取り組みは町としては考えられないのか。

私は、このことについて以前、働きたいが働く場所がないと。働く意欲があるがその場がない。社会参加をしたいが見つからない。そういうようなことを質問いたしました。しかし、今日まで余り進展してないように思われます。

障がいを持つ子を持つ家族や親御さんたちは、将来が非常に不安であると思います。河合町長が議員時代、私等を誘って福井市の障がい者の作業所を訪問したことがあります。この折、その作業所の責任者が「永平寺町にも小規模でいいからこのような作業所が幾つかできるといいですね」とおっしゃいました。ご承知

してると思います。

町内にこのような作業所をつくりたい。意欲を持っているお方がおられます。国や県の制度ではなかなか制限があります。しかし、その国や県の制度を超えた町独自の政策での実現を私は期待をしております。そのお考え、もしくはお気持ちがあればひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今ほどの授産施設というのを町内にということでございます。

まず、今現在、2006年から障がい、いろいろ法律最近変わってくるんですけども、障害者自立支援法というものが2006年に制定されました。この前は、いわゆる社会福祉法に基づく授産施設、また自治体が定めた要綱等に定めたもので、いわゆる障害者小規模授産施設といったものがございました。今現在ですけれども、この法律が変わりまして、いわゆる就労移行支援、就労継続支援施設A型、B型。A型と申しますのは、雇い主と従業員が正規雇用でやる施設。そして、B型そのものは、どちらかといえば自立するための、言うとりハビリや訓練を目的とした被雇用型の施設というものがございまして、3障がい一体となったサービスを今展開しているところでございます。こうした施設をするためには、福井県の障害福祉課のほうで障がい福祉サービス事業所としての登録がまず必要となってくるというのが大きくございます。

町内には今、障がい福祉サービス事業所はございません。今、永平寺町内で大体60名から70名の方が、いわゆる町外の就労支援サービス、また継続支援サービスを利用しているというのが実態でございます。

今、町内には基準サービス、いわゆる国の制度にのっとった基準サービス事業所以外のもの、就労以外のものが2事業所ございます。就労に限らず、障がい福祉サービスの事業所の民間さんにはぜひお願いしたいと思ってございます。ただ、なかなかやはり今の総合支援法とか、法の規制と申しますかございまして、そうした場合にはこうした人員を配置しなさいとか、いろいろございます。町といたしましては、なかなか独自でやろうとした場合にもやはり人員配置とか、そういったものについては国の適正な人材、人員配置基準等にのっとってやらざるを得ない部分ございますので、町としましてはそうした事業所が来た場合になるべく協力して参入体制について、金銭的というものではなく、いろんな面で協力、サポートさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 今、確かに県の規制とか国の法律とかということになりますとそのようになると思いますし、人の人材の確保というんですけど、私はそういう作業所、法律にのっとると非常にこれは難しいと思うんです。私もその経験がありまして、そういう方を就職したり、お世話したことがあります。それはその事業所の方が非常に熱心なことで住み込みの就職のお世話をさせていただいたということもありますけど。

私今言っているのは、これは作業所。だから、町がするんでなくて、そのつくりたい人にどういう援助をしてほしいかという話し合いを一遍して、法律とか国の制度にのったら絶対できないと思うんですよ。これわかります。以前にそれも私、上志比時代につくろうと思ったんですけど、県のほうからいろんな規制があつて、もう、いや、こうだ、ああだこうだつて、人を確保なんとかつてこうなると認可ができないと思うんです。認可をもらわなければならないというところがちょっと、私もそこら辺がちょっと微妙なんですけど、何か事故があつたりなんかすると無認可というのがやられるという可能性があるから、町としてはなかなかそこまで踏み切れないんだとは思いますが、何かそこを一つ変えて、逆に国が、一部町長にお話ししたことあるんですけど、国からおりてくるのを待っているんじゃなくて、国に働きかけて、こういうようなことをやりたいから、国はこれに対して補助金をつけてくださいよというような、これからはそういう時代だと思わなければならないですね。

今、非常に地方の時代になってきてますから。だからそういうようなことの考え方から、これひとつ町長、本当に一遍真剣に考えて、やりたい人もおられますので、そういうような方らと一遍話し合いを持って、どうしたら適切な方法かというんですけど、一遍お伺いできないかと思うんです。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 私も議員時代、齋藤議員と一緒に勉強させていただきました。やはりこういった皆さんの就労支援、本当に大切だと思っております。今議員おっしゃられた民間の方のバックアップというやり方もございます。一度またそういった方々のお話、そしてまたちょっと調査研究、または国のほうに働きかける、そういったこともあわせて今検討してまいりたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） もしこういうことが実現すると、そこに働く人が必要なんです。そうすると、地元の雇用ですかね。そうするとまた、この後私も人口のことについてお話もしますが、そういうことにも非常につながる。だから全てに私はつながっていくようなんでないかなというような気もしますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、人口の減の対策について質問をいたします。

私、このことについてはこの6月の定例議会に質問をいたしました。合併時からきょうまでの人口や数的なことや率についてはさきの議会の質問において課長よりお答えをいただいておりますので、またこういう事業報告をいただいております。年度の決算のとき。こういうような中にいろんなものに記載をされており、私なりにそれも承知しておりますので、その分について質問はいたしません、人口の減少が著しい今日の状況下で、町としての取り組みというか、その対策についてちょっとお伺ひをいたします。

町の人口をふやしていくための施策をするのか、それともこれ以上減らさない、減少をとめるための施策を展開していくのか、町として基本的な方針は何かが見えてきません。町長は、定住促進と子育て支援を一体的に行い、人口の減らない町をつくりたいと考えておると以前に発言しておられます。この問題は、本町だけでなく国や県においても切実な問題となつてきております。また、このことについては、私を含め、これからこの後何人かの議員も質問を用意されていると思ひます。いま一度原点に戻り、その基本方針、人口をふやすのか減らさないのか、その取り組みのお考え、お気持ちをお尋ねいたします。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） お答え申し上げます。

人口増の施策なのか、あるいは人口減を食いとめる施策なのかということではございますけれども、特にそれを強く意識しているわけではございません。現状が人口が減少しているという現状からしますと、まずは人口を食いとめるという施策。さらに、それから増加に転ずるといふようなこと。そういったことも期待をして施策を進めてまいりたいといふふうにお思ひしております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） ふやしていくための施策は何々、それから減らさないため

の施策というようにいろいろあると思います。そういうようなことを今後また具体的にお聞きする場がありましたらお聞きしたいと思いますが、きょうは控えさせていただきます。

いろんな取り組み方によっても変わりますが、もし今後人口が減り続けると、子どもたち、小中学校の児童生徒数が減少し、空き教室がふえたり、教育施設等の統廃合問題も考えなければならない、このような事態にも陥るおそれがあります。教室にエアコンを設置したが、二、三年で必要がなくなってしまったというような状況にもなりかねません。早い段階での取り組みが必要ではないですか。

参考までに、これからの児童生徒数の見込み数、今後の推移ですか、把握されている範囲内で結構でございますから、その数値をお聞かせください。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） まず定住促進の施策といたしまして、これまでも各地区において宅地造成、分譲というものを実施してまいりました。さらにく子ども医療費の無料化あるいは保育料の軽減など経済的負担の軽減と、放課後児童クラブやゼロ歳児保育の充実など仕事と子育ての両立支援も行ってまいりました。さらに若者定住促進支援事業に加え、昨年度から小中学校での給食費の無償化を行うなど、若者の定住促進に向けた施策を実施しております。

今後は、子どもが少ない地区に重点を置いて地域の方のご協力いただきながら宅地造成を図るなど、施策の効果を検証して定住促進について推進してまいりたいと考えております。

議員お尋ねの児童生徒数の今後の推移といったところでございますけれども、まず小学校で申し上げますと、今年度、平成26年度の数値申し上げます。松岡地区の小学校の児童数ですが、3校合わせて615名。それから、永平寺地区3校合わせまして307名。そして、上志比地区が135名。これが平成26年度の数値でございます。

これが4年後の30年度の予測値といいますか、現在の幼稚園の数とか、そういったものから出していると思います。その予測値でございますが、松岡地区が567名、永平寺地区が271名、上志比地区が131名といった状況でございます。

あわせて中学校の状況を申し上げます。松岡中学校が平成26年度320名、永平寺中学校が179名、上志比中学校が77名。平成30年度の見込みは、松岡中学校が304名、永平寺中学校が166名、上志比中学校が64名となって

おります。

以上です。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） ありがとうございます。

たしか合併時は1,200名の児童。小学生で1,200名ですかね。中学生は630名ですね、おられたと。小学生は26年度で約200人減少。その後は今お聞きしますと若干の減りがあるんですけど。

ですけど、この過去の実績を一遍調べていただいて、18年から26年までに200人減っていると。なぜ減っているか。子どもが生まれてある程度育ったら県外とか町外へ出てしまうと減るんですね、これね。だから今の現在の出生とかそういうようなことで率出して、保育園のほうから出せば、将来は若干減らないだろうというような予測されるんですけど。だから、やっぱり減らさない施策というのがここで一つ原因として考えられて、なぜか。なぜこの時期にちょっと減ったか。人口もちょっと私ずっと調べてみましたら、何か急激にちょっとすんと下がっている時期があったんですね。何でかなど。これは全国的に自然に減ってくるんですけど、急激にとんと下がったようなことがありましたので、そういうような減り方が。

上志比地区に言えば、私が役場に行ってからやめるまでに300人減ったのが、わずか合併してから七、八年で300人からの人口が減ったという。子どもの数も、私が議員になったときに上志比の中学校に行ったら百二、三十人いたと。今七十何人です。半分なんですね。これ何でかなって。宅地造成をしてるのに何でかな。いろんなことも考えられるんですね。そういうような一つ要因もこれから一遍分析をされて、人口の減少を食いとめるというんですかね。この方策にも役立つのではないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、その少子化、本当に大きな問題になっております。そういった中で、若者定住促進の事業、3年間、24年、25年、26年行っております。簡単に申し上げますと、その3年間で松岡地区が49件、永平寺地区が12件、上志比地区が4件、その若者定住促進事業を使っていただいて住んでいただいております。

ただ、今回しっかりと分析させていただいて、例えば家の中で敷地内に離れを建てる、そういったのにはこれが今適用外となっておりますが、そういったのを

適用するように変えたり、また空き家、廃屋、これについても来年度条例整備、そして空き家の取り壊しに何か助成ができないか。ただ、空き家等を取り壊しますと固定資産税が3倍、4倍に上がってしまうという現実もあります。そういったのもしっかりと説明しながら、更地になって地面が動く、そういったようなこともできないかとかも考えておりますし、もう一つ、町外からこちらに住んでもらう。それはやはり僕はPRも大事だと思っております。今、テレビCMもまた新しいテレビCMが流れます。これもそういった住んでほしい世代をターゲットに絞りまして、朝の早い、皆さんがまだ家にいる時間、朝の早い時間であったり、夜中であったり、そういった時間に流して、永平寺町はこういう町ですよというPRもこれからどんどん行っていきたいと思っております。

そして、やはりこれは各課横断でいろいろ考えていかなければいけない問題でもありますので、近いうちにそういった少子化対策委員会といいますか、町内にそういったチームをつくりまして、横断的に検討して、来年の新しい若者定住促進事業に反映させればと思っておりますので、またご指導、よろしく願います。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 期待しております。

前にちょっと委員会で申し上げましたが、準都市計画を作成されましたね。私としては、これが本当に逆によかったのかなというのがありました。これはあるところで、この準都市計画の制限にひっかかるために住宅の新築ができずに、町外へ出ていってもうたんですね、家族全部。というような事例がありました。

果たしてこれがよかったのかなと。逆にそういうようなことの制定をされたために、いろんな住宅を建てるための制限があるために町外へ出ていったほうがいいんでないかとか。

それからもう一つは、空き地というんですか、自分の土地に家が建っていない人がおられますね。そうするとどこか移転をしたいんですけど、地主さんは売ってくれないとかっていう、この話も一遍したと思うんです。地主が売ってくれないから家をもうほかへ建ててしまうんだとかっていうような。町外へ出て建てると。土地を求めてですね。そういうようなこともありました。これも私は、土地を売りにたくない、それから欲しいという、そんなとこの調整を町がある程度中に入れてしてあげるといことがやっぱり定住促進にもつながるんでないかなというようにも思っております。

それから、6月にもちよつと言いましたけど、ある大学教授のコメントの中で若者がこの近くに戻って能力を生かせる環境を地方がつくるというんですか、整える。そうすることがUターン、Iターンもあるんですけど、そういうようなことの一つのあれかなと思って考えております。またいろんなことをこれから町としても人口減対策についてはひとつお骨折りをいただきたい。私ら議会もこれについては真剣に前向きに取り組んでいかなければならないことだと思っております。

次に、質問です。保健・医療・福祉の連携についてということでお伺いをいたします。

健康づくりと医療と福祉の垣根を越えた連携によるサービスの提供は、特に高齢者や障がい者にとって必要性が高く、地域での共助も含め効果的に支えていく連携の仕組みづくりを推進するためにも必要があると思っておりますが、いかがですか。

少子・高齢化が急速に進む中、少子化、女性の社会進出に伴い安心して子どもを産み育てられる環境の整備、今後とも増加が予測される寝たきりや認知症の対策、要介護対策、障がいのある人もそうでない人と同様に社会参加と自立ができる社会環境づくりが重要になってくると思っております。縦割り行政の弊害をなくし、保健・医療・福祉の垣根を越えた総合的な一体的なサービスの提供を図る必要があるのではないのでしょうか。

町民が必要としているサービスを総合的に提供する保健・福祉センターの役割は、医療機関、介護保険事業者や社会福祉施設等々との相互の連携を強化し、総合的な施策を推進することが重要となってくるのではないのでしょうか。保健・医療・福祉の連携の推進について、町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今ほど議員おっしゃったように、高齢化というものはかなり進んできてございます。このため、健康で長寿というものが町民一人一人に求められているというのが実際のところだと思っております。町では町民の健康増進の向上、またこのため高齢者健診や特定健診、またがん検診などといったものについては受診勧奨も含めて保健師のほうでいろいろと担当してもらっております。

また、将来の永平寺を担う子どもさんですね。言う子どもたちの健やかな発達のためには当然そのお母様、そしてお子様の健康が重要でありますから、こうした乳幼児宅への訪問とか、1歳児、1歳6カ月とかのそうした健診も保健師の

ほうで担当してやっていただいているのが現状でございます。

また、障がい者の方への相談、いろんな各種相談も保健師がやっている。全国的に少子・高齢化が進んできてございます。福祉に対する需要はますます高まるばかりで、今言いました健康づくりとそして医療、そして介護のこうした連携、いわゆる多職種連携と申しますけれども、こういったものがますます必要になってきますので、このためには保健師を初め福祉や専門的知識を有する人材というものがますます重要化されてくる。こうした連携を高めるためにも、今、永平寺町としては来年度におきまして保健師1名採用させていただきまして、そうした福祉の分野の強化を図りたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 総務課のほうから一言お願いいたします。福祉に関する専門知識を有する保健師の人材確保の重要性というものは、今ほど福祉保健課長が申しましたところでございます。

今後、人事の採用あるいは人事の職務の内容、こういったものをやっぱり職員の非常にどのようなことを事務の内容として取り組んでいるのか、専門的分野以外のものを行っていたり、そういったことも非常に大事なところであると思います。そういったところも行政改革推進室において今回特別なプロジェクトチームの中でもそういったことを十分協議をしていきたいと思っております。

それで、先ほども中村議員さんの質問の中にもございました。町長もお答えしましたけれども、今年中に議会にお示しさせていただきたいなというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 早期発見早期治療することが医療費の減少、また少子化の時代に女性のいろんなことの保健活動を推進し、子どもを安心して産み育てられる環境づくり。私は、保健師の仕事が非常に重要かと思っております。町長にぜひともこの保健師の増員についてはお願いをしたいと思っております。

さきの全員協議会において、本年は1名の採用。今ほども課長から1名とお聞きしました。現在の保健活動は、現在の人員で十分に行われるとお思いなのでしょうか。私は、欠員の補充だけで済ませるようなことではだめだと思っております。専門性やからや、そういうようなことから保健師の増員をぜひとも、これは絶対に図るべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

保健師は事務職でなく技術職なのです。その保健活動により、人口の減少問題や子育て各種医療費等の減少効果、寝たきり老人や痴呆の対策、町民の健康増進、介護保険の健全化、その活動や行動は本当に町全体に大きくプラスになるものと私は確信しております。ぜひともこれを超えた増員についてのお気持ちを再度お聞きいたします。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今ほど総務課長からもありました、来年1人増員させていただきたいと思います。

もう一つは、今ほど議員おっしゃられたとおり、保健師の技術職、それ以外に事務職を何か併用してやっているのかどうか。そういったのも一度しっかりとみさせていただいて、保健師さんは保健師さんの仕事を優先してさせていただく、そういった環境をまずつくらせていただきまして、その中でまだ足りないのであればまた議会に相談しながら進めさせていただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 財政的なことで人員の確保をしないというような考え方は捨てていただき、この保健師を活用することによって医療費を抑えたり、また少子化を抑え、人口増にもつながる。そうすることによって、財政効果が逆に生まれてくるのではないかと考えております。ぜひともこのことは真剣に考えていただきたいなと思っております。

以上で私の質問終わります。

ありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。

1時から再開いたします。

（午前11時44分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、7番、小畑君の質問を許します。

7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） それでは、午後一番の質問に入りたいと思います。

始まる前、今9月に入りまして3日に安倍第2次内閣が発足をいたしました。

今度の新政権、内外に多くの課題を抱えております。その中で、「元気で豊かな地方の創生」という最大のこれは課題というんか、公約というんかを掲げてございます。

地方における人口減少社会の進行、それから東京一極集中の弊害などによりややく目を向けて、まち・ひと・しごと創生本部という本部を設置いたしまして、安倍総理自身が本部長に就任しているということ。さらに、石破前幹事長が地方再生担当相ということで、地方への企業の移転とか、あるいは3人以上の子ども世帯への支援、それから最も気になります、中心市街地への公共施設や住宅の集約などなど具体案がそろそろ出ております。

本町の町長も本議会の提案理由で述べられておりますが、来年度の国の予算規模が過去最大になると聞いております。マスコミ等の報道では100兆円を超えるということで、非常に予算がふえるということでございます。恐らく地方創生に係る予算は、これから行政間で相当の競争があるということが予想されます。

本町においても早急にこれに対応できるような、いわゆる地域の維持、国民の暮らしの強化を基本に、関係部署のそれぞれの部署の提案、予算要求を今から考えていただきたい。そして、できるものから国、県に要望をお願いをしていくことをお願いしたいと思っております。

ちなみに、創生の「創」という字なんです、これは始めるということにも通じるんですが、実は傷ということも読めるわけですね。絆創膏の「創」という字がこれなんです。ですから、始めることはいいんですが、傷にならないようにひとつお願いをしたいなと、そういう気がいたします。

これは余談でございます。

ということで、今回、2つ質問をいたしております。通告によって質問いたします。

まず、中学校の部活動の現状はということでございます。

今までも多くの同僚議員からこれに類した質問がありました。それぞれ答えていただいていると思うんですが、多少ダブるかもしれませんが、再度お聞きしたい部分もあります。

子どもの成長に伴いまして、その子どもの呼び方が変わってきます。生まれてすぐは乳児でして、その後幼児に変わってきます。それから児童、中学校では生徒となります。高校、大学ということで学生になりますが、ちなみに生徒の「徒」という字、国語の授業ではないですが、先ほどから。これは、ともがら、人だち

という意味であります。例としては学徒動員の学徒とか、信徒とか、門徒ということで、いわゆる一つの友達をつくっていくという中学時代のことをあらわしているのかなという思いがします。

何年も前、小学校の卒業式のときに、中学に向かう小6の生徒たちに、子どもたちに最初に、勉学に努めるのは当たり前であるが、新たに部活動が入ってきますよと。それもあわせて頑張ってくださいと言う機会がありました。心身ともに大きく成長するこの時期のいわゆる部活動は、子どもたちにとっても有意義であると思っております。

共通の目標を持ったよき友人や、熱心な先生に出会えることで体力や技術、技能、それから表現力などを錬磨、研さんをして向上を図ることは非常に大切です。その成果を対外試合や演技、演奏会という作品などで、これを実感することは青春の汗や涙や共感の記憶とともに人生の貴重な1ページとなると思っております。それは、生涯スポーツ、生涯学習の基盤を培い、将来への夢を育み、自己実現への出発点になると思っております。

そこで、学校での部活動の位置づけ、どうなっているのかなということをまずお伺いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 私も部活動につきましては大好き人間でもありますし、重要な教育だということを常々考えているものの一人です。部活動につきましては、放課後に行われる活動でもありますし、それから好きな人たちが自主的に活動を行うというようなことから、以前は学校としましてはサービス残業みたいな、そういう位置づけに考えておられる方もおられました。ですが、我々も昔から強く願っていたんですけれども、平成20年の指導要領の改定によりまして、総則の中に部活動とは教育活動の一環として行いなさいというようなことが明記されました。そういうことによって、学校関係者では今は本当に重要な教育活動の一つであるというような認識で、私もそういう認識で教育行政進めてまいっております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） 非常に24年度の教育基本、これは指針ですか、要領ですかの改定は当を得ているかなと思います。その中で、やはり我々気になりますのが、中学校における武道教育であります。本町の場合は柔道を取り組むということで

聞いております。その場合に、今、部活の場合は今までですとサービス残業的な先生の対応であったんですが、武道教育ということになりますと、これはそういう意味とちょっと違ってきます。いわゆる教育の一環ということになります。

その場合に、学校の先生が果たしてその柔道を教えられるのかなど。教えられると言うと失礼な話なんですけど、体育の授業でやるのか、あるいはまた違うポジションでやるのか。それから、今言うように教える先生がどういう心構え、あるいはどういう技術、技能をもって教えるのかなどということもちょっとあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 武道につきましては、部活動と違いまして教科体育の中で行われるものです。以前は、本町につきましては以前から武道は行っていたんですけれども、選択といたしまして武道とダンスどちらかでいいということなので、私も体育の授業を持っていたんですけど、ダンス苦手なもんですから柔道を教えてたんですけど。以前はそういうようにダンスと柔道どちらをやってもいいということだったんですけれども、今回の指導要領の改定によりまして1、2年生は武道をどうしてもやりなさいと、必修化になりました。それで今全国的に武道の用具を整えたりということが起こってきているわけです。

私も柔道、段を持っていますし、体育の先生は大体そういう講習会とかへ行って資格を取ったり、そういうようなことで身につけて、そしてけがのないように。それとやっぱり国技的なものがありますから、そういう精神的なものもしっかりと踏まえて教えていこうということで今やっているところです。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） そういうことで、非常に意義のある武道教育に従事していただきたいと思っております。

また、部活に戻りますが、私、部活動に必要な人的、物的な環境整備を行っていく必要があると思っております。しかし、部活動は今よくわかりませんが、かつてはきついか厳しいとか切りがない。さらにもう一つ言うならば、帰れないということで4Kと言われておりますし、これは先生も生徒にも言えると思えます。本町の中学校の現状はどんなふうになっているのかなど。昔とは多少変わってきているのかなど。その部活動の先生方あるいは子どもたちの状況も教えていただけるとありがたいなと思っております。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） 部活の内容というような形でよろしいですかね。

○7番（小畑 傳君） はい。

○学校教育課長（南部顕浩君） 松岡中学校では男子の運動部として5部、これは野球、サッカー、バスケット、卓球、剣道がございます。女子の運動部系としまして4部、これはソフトボール、女子のバスケット、卓球、剣道がございます。あと文化部としまして3部がございまして、吹奏楽、放送、美術というふうな形で松岡中学校ではございます。

それから、永平寺中学校では男子の運動部系につきましては4部で、野球、サッカー、卓球、剣道というような部がございます。また、女子の部におきましては、運動系ですけれども4部ございまして、バレーボール、卓球、バトミントン、それに剣道。剣道は、これ、男女同時にやっておられますが、一応別々というような形で挙げさせていただきました。それから、文化系としまして美術、吹奏楽が永平寺中学校ではございます。

それから、上志比中学校におきましては男子の運動系といたしますか、部が2部。これは野球、卓球がございます。女子につきましては運動部系は1部。バレーボールがございます。あと、文化系といたしまして吹奏楽と園芸美術という科がございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） 多少、それぞれの中学校に歴史がありますから、部活の内容がそれぞれ少しずつ違っているかなという気がします。ただ、ケーブルテレビなんかを見ますと、3つの中学校でそれぞれ吹奏楽ですか、あるいは合唱ですか、これは共通でそれぞれの中学校持っておりますから、いわゆる競演というんですか、あるいはそれぞれの頑張りぐあいそれぞれがわかるようなことになっております。

そういう意味では、体育会系もバレーボールが上志比と永平寺にあると。それから、バスケットが松岡にあるということで、なるべくならばここらあたり非常に難しいんですが、体育会系も野球だけはこれ共通であるのかなと思うんですが、多分、対抗試合もあるんかどうかわかりませんが、そういうふうな、例えばバスケットにしても3つの中学校で対抗試合ができることになれば、一つのそれぞれのレベルアップにもなると。かつては野球なんかはそういう意味では永平寺、上志比、松岡中学校では毎年のように甲子園に出る子どもたちが何人かおっ

たという、いわゆる切磋琢磨するレベルの向上につながっていたなという感じがします。ですから、ある意味、統一とは言いませんが、それに少しずつ近づけて、例えば野球部なんかでは聞いておりますが、上志比中学では生徒数が少ないということで松岡のほうから応援に行っているという、これはそれでいいと思うんですが、そういうこともあるということで、大いに切磋琢磨するという部分もつくっていただけるといいのかなという思いがします。

それで、実は部活なんですが、先ほどいろんな部活の数言ってもらったんですが、その加入の生徒ですね。これは基本は全員が、例えばこれ文化系も体育会系も含めてですが、全員加入が原則なのかどうかもお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 基本的に部活動というのは自主的な活動なんですけれども、やっぱり学校のどういう取り組み方をするかというようなことで教職員の中でいろいろ相談されて、今町内の学校では1、2年生については最初は全員加入。3年ぐらいになって何か事情が生じてやめていく子もいるんですけれども、その子たちについては強制的にどうでもということはないんですけれども、基本的に全員加入にして全教員でバックアップしていこうと。そういう体制をとって今進めているところです。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） そういうことで非常にありがたいなと思っております。

それと、指導する教員ですね。先ほどお聞きした中では武道教育と同じように部活も教育の中の一環という位置づけですから昔のようなことはないと思うんですが、例えば部活の途中で事故などが発生した場合には、学校教育と同じような対応の仕方なのか、あるいはその実績評価、これは先生方の実績評価ということはおかしいんですが、そこらあたりは多分全員の先生が部活を担当されているとは思えないんですが、そこらあたりの整合性というのはどうなるんでしょうか。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 事故の場合の対応につきましては、学校教育活動の一環として行われているということですので、授業であろうと全て同じで、健康センターの対象になって補償されます。

あと、先生の評価ということなんですけれども、やはり私としては学校教育の一環としてやっている活動ですから、当然教科での実績もありますでしょうし、部活動でのそういう実績もありますので、両面を見ていく必要があるというふう

なことは考えております。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） そうだろうなと思っております。

それから、部活動の場合の保護者の負担ですね。小学校時代の野球でいう少年野球とか、バスケットでいうミニバスケットなどは、これはある程度保護者の負担があるのはやむを得ないなと思っておりますが、中学校の場合、今言うように教育の一環という捉え方の中で、果たして保護者の負担があるのかどうか。例えばユニホームとか、あるいは遠征費、それから懇親会等があればそういうふうな。懇親会はこれはもう持ってもらえると思うんですが、そこら辺との負担があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） それでは、保護者の負担という形でお答えさせていただきます。

保護者の負担につきましては、学校に問い合わせたところ、用具代、ユニホーム代、あと練習用の服というようなものがかかるという形で、それが大体学年によっても違いますが、聞いておりますのは1学年2万5,000円ぐらいかかるという形を聞いております。ただ、2年、3年と行くたびに練習着とか、そういうのは要らないのかなというふうな思いはしますが、一応学校のほうからはそういうような問い合わせが、運動部系ですけども、そういうようなお答えが返ってきております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） 多少の負担は、これはやむを得ないと思うんですが、2万5,000円が妥当かどうかはちょっとわかりません。妥当なところの金額かなと思っておりますが、なるべく減らす必要があろうかなと思っております。

部活動はその多感な子どもたち、中学生にとって自主的に行う、その魅力ある活動であろうと私は思っております。個性を伸ばして、社会性や協調性、それから責任感、それにチームワークなど、それに思いやりですね。豊かな人間性をじかに養う場として重要な役割を果たしていると思っております。

これからも、学業とともに健全な部活動の育成をよろしくお願いをしたいと思います。

以上で中学校の部活動の質問は終わりたいと思います。

次に、2番目の質問であります。財政を踏まえた福井国体か、将来の活用を踏まえた国体開催かということでございます。

平成30年、福井国体まで残す期間があとわずかになってきました。いろんな決定事項を急がねばなりません。その中で、バスケットボール会場の松岡中学校サブ体育館建設は、国体を松岡中学校に誘致をするんだという条件でもありました。しかし、武道教育の武道館建設かバスケットボールのコート1面の確保のサブ体育館で揺れているのも現状であります。

このことについては、議会ではまだ特段議論はされておられません。9月3日の全員協議会では、国体対応についての特別委員会設置は議論不足であると。それで継続審議としたということで議会運営委員会の報告がありました。私は、早く特別委員会を立ち上げ、行政担当部署の出席を求め、それから議会の意見集約を図り、行政に反映させなければならないと思っております。

時間が余らない中、行政としてどのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 国体につきましては、私どもも今いろいろ考えているところでありまして、やはり昨年から継続となっております体育館の建設の設計費もでございます。その中で、私どもといたしましても議長、そして議会運営委員会の中では議会としての意見をいただきたいという旨は伝えてありますので、近いうちに議長、議会運営委員会の取り計らいでそういった場が設定されると思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） 平成33年の合併特例期間終了による交付税の落ち込みは大きな本町の財政課題と認識しております。財政を踏まえた形の施設建設が必要とは思いますが、半世紀、50年に1回の国体開催ですから、それに合わせた施設は当然必要であろうと思っております。

何のための国体か。果たして財政だけで推しはかればいいのか。もしそうであるならば、基本的に言うとは国体は開催しないほうがいいわけでありまして。もっと大きなことと言うならば、オリンピック開催もしないでいいこととなります。しかし、実際はそうではありません。開催に向けていろんなイベントにより、人、物、金が動き、ひいては地域の経済の活性化につながります。一極一面だけを見るのではなく、多面的効果を考慮してほしいわけでありまして。

お聞きしたいと思います。武道館建設には概算でどれぐらいの建設費がかかりますか。それと、バスケットボールコート1面の体育館建設の概算の建設費をお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） バスケットボールコート1面を今の場所に、体育館の横ですね。横に建設するならば、造成費等も込みで3億5,000万ぐらいという、これはあくまでも概算の概算というような形でございますので、よろしくお願ひいたします。

それから、同じく横にハーフコートというような形でありますと、造成等も入れまして、これも概算の概算ですが1億2,000万ぐらいかかるというように思っております。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） そうしますと、武道館1億2,000万、これ概算。それから体育館、バスケットコート1面のこれも3億5,000万、概算ということですが、体育館建設になりますと武道館建設が1億2,000万ですから、その差し引き2億3,000万ですか、が上乗せの金額ということになります。もし武道館建設をするならばですね。いうことならば、それを仮に20年の償還とするならば、1年間の償還は約1,000万ちょっとの金額になるなど。これは20年償還ということですが、いうことになりますから、ほかのいろんな建設費から見ますとそうとんでもない金額ではないかと私は思っております。

それともう一つ、少子・高齢化、人口減少社会にあって、文科省は小中学校の統廃合を含む再編計画を打ち出しております。県内でも幾つかの市、町で具体化が検討されてきております。マスコミ等で、新聞等で報道されております。前の6月議会でもお聞きしましたが、本町においても早くこころあたりを検討する必要があると思っております。

少子化や人口減少社会に対応していただきたいと思ひますし、中期財政計画、これは今のところ28年度までですが、を基本にした将来構想を進めていただきたい。

それから、本町の箱物行政は合併以前の旧町村の大型施設の、いわゆる投資効果が余りあらわれていないということがあって、つくってよかったか、つくらなくてよかったか、これはもう何年も後でわかるわけで、大いに悩むわけですが、そもそもバスケットボールを本町に誘致した理由は、旧松岡町に根づくバスケット

トボールの伝統があったからとっております。

国体は、いわゆる一過性ではないと。いわゆる私は継続性、その後どう使うとか、いろんなことで継続性であると思っております。そういうことで、少子・高齢化や人口減少社会にあつて、町の活性化を図る上でも、それから将来の活用を踏まえた上でも私は体育館をつくるべきだと考えておりますが、再度お聞きしたいと思えます。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 今の財政の問題が出ましたので、まずその視点からお答えを申し上げます。

今後の財政の見通しを申しますと町の歳入の約4割を占めます普通交付税が合併算定がえ終了に伴い、平成28年度以降、毎年段階的に約1億3,000万円ずつ減少し、平成33年度におきましては平成26年度と比較しまして約6億から7億減少すると推測をしております。あくまで推測でございますけれども。

それからまた、現在、永平寺町では消防庁舎建設を初め小中学校のエアコン設備設置事業あるいは駅前まちなみ魅力アップ事業、道の駅、ふるさと創造プロジェクト事業などの大型事業がめじろ押しでございます。今後は公共施設の再編や長寿命化等の事業が想定される中での対応を迫られております。

普通交付税縮減に対応するため、今後は人件費あるいは普通建設事業費、新規調査への借入れとその抑制や事務事業の見直し、公共料金の値上げなどの行財政改革を強力に推し進める必要があり、これまでに経験のない厳しい財政運営が求められています。

平成30年に開催される福井しあわせ元気国体開催に関する経費につきましては、平成24年2月に策定しました中期財政計画の中には反映されていないことから、今年度、今後の中期財政見通し、仮称ではございますが、そういったものの策定を考えております。この中でこれらも含めた新たな財政計画を策定し、将来を見据えた健全な財政運営に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（川崎直文君） 7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） どうもありがとうございます。

そういうことで、財政も見ていかにやいかん。実際、国体の運営も考えていかないかんということで、非常に両にらみということで大変な部分ですが、いずれにしても時間があまりありません。我々議会でも大いに議論をしたいと思えます

し、行政のほうでもいろんな数値を提示していただき、検討の具にさせていただきたいと思っております。

これで質問終わります。

○議長（川崎直文君） 次に、15番、川治君の質問を許します。

15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 通告に従いまして2問質問をさせていただきます。

1問目に、農地・水と他事業の整合性、そして2番目に参ロード参られようかということで、2問質問させていただきます。

初めに、農地・水と他事業の整合性についてですが、本年26年の4月30日に農地・水保全管理支払交付金から日本型直接支払制度、いわゆる多面的機能支払いへ移行する説明会がありましたが、永平寺町におきましては制度の移行と並行いたしまして、さきの6月補正予算におきまして町単独事業の土地改良事業として農村振興基本計画を策定するための委託料205万2,000円を計上しておりますが、今後の取り組みと指導方針についてお伺いをいたしたいと思っております。

初めに、農地・水保全管理支払交付金から日本型直接支払制度へ移行した内容の相違と中山間地域と環境保全型支払についても変更があるのかについてお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、日本型直接支払制度へ移行しました内容の相違でございますが、これにつきましては農地・水管理支払交付金につきましては多面的機能支払交付金制度に制度名が変更となりました。こうした中で、基本的な内容でございますが、これは変わっておりません。ただし、これまでは地域全体、これは農業をしている人、また農業をしていない方を含んだ組織の保全活動を交付金の対象としておりましたが、多面的機能支払交付金につきましては農業者のみの活動組織でも農地ののり面の草刈りや水路の泥上げといった基礎的な保全活動が交付金の対象となったことです。

それと、中山間地域等直接支払制度と環境保全型農業直接支払につきましては、これにつきましては変更はございません。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それで、2番目に農地・水保全管理の向上活動が日本型直

接制度の多面的機能支払では長寿命化と先ほど説明されましたように名称が変更になりましたが、農地水では財産の処分期限が規定をされております。この規定につきましても変更があるのかについてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） この財産の処分制限期間につきましては、変更はございません。

なお、参考までに、コンクリートづきのそれですね。ベンチフリュームなんかは17年、アスファルト舗装につきましては10年でございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは3番目に、中山間地域総合整備事業は国庫事業であるかと思いますが、目的及び採択要件と事業内容、また補助率等についてお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） 本事業の目的でございますが、農業の生産条件等が不利な中山間地域におきまして農業、農村の活性化を図ることを目的といたしまして、農業生産基盤の整備と農村生活環境等の整備を総合的に行う事業でございます。

この中で、まず採択要件が3つございまして、主な要件といたしましては、1つ目は過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農産法の適用を受けた地域でございます。ちなみに、永平寺町は山村振興法の適用を受けている地域でございます。

2つ目でございますが、農業生産基盤整備と農村生活環境整備を一体的に行うもので、集落型、これは一般型と広域連携型、これは複数の市町村にまたがる広域的な地域でございます。なお、永平寺町は集落型、一般型で受けたいと考えております。それで、その中で2つ以上の耕地の生産基盤整備の受益面積が、県営の場合は60ヘクタール以上、団体の場合は20ヘクタール以上を対象といたしております。

3つ目でございますが、農村振興基本計画を策定していることということで、平成26年度にこの基本計画の策定を予定しております。

続きまして、事業内容の主なものでございますが、これは農業生産基盤整備の中では農業用の用排水施設整備、農道の整備、圃場整備、暗渠排水等の整備が主なものでございます。

なお、事業ごとに福井県の採択要件もございまして、対象外の事業となることもございます。

次に、補助率でございしますが、事業主体が福井県の場合は国が55%、県が30%、地元15%ということで、市町と地元の負担となります。また、事業主体が市町の場合、これは例えば耕地が1耕地とか、受益面積が60ヘクタール未満となった場合、この場合には国が55%、県が20%、地元が25%ということでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 4番目に、農村振興基本計画を策定するに当たりまして、6月補正での委託費の計上は補助金の拠出が前提であるかと思えます。採択基準の集落型、先ほど言いました一般型は受益面積60ヘクタールとなっておりますが、今後事業の規模によりましては町の負担金が大きく左右されるかと思えます。よって、要望地区数と実施期間及び整備内容、整備事業費はどれぐらい見込んでいるのかについてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） 初めに、整備計画からちょっとご説明をさせていただきます。

まず、整備事業の国への申請でございしますが、県のほうから平成28年度の申請、また事業採択をいただければ平成29年度から平成34年度までの6カ年の整備期間と考えております。また、平成26年度につきましては採択要件の一つでございまして農村振興基本計画を策定いたします。また、平成27年度は、この申請に際しまして財政面、事業内容を精査し申請をしたいと考えております。

また、平成25年度末の時点でございしますが、今のところ8地区で農業用排水施設整備の要望延長が14.7キロメートル。農道舗装の延長が1.6キロメートル。ため池整備など合わせて総事業費約6億8,000万円でございますが、平成26年度から平成27年度におきまして地元の要望の追加要望及び地元の確認と財政面も含めまして、さらに事業内容を精査いたしまして決定をしたいと考えています。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） これまでの4点の質問をもとにいたしまして質問を続けた

と思いますが、中山間地域総合整備事業というのは圃場整備を初め、農道整備または用排水整備や暗渠排水、その他農村振興基本計画に記された整備内容であるかと思いますが、19年度から実施されている農地・水保全管理の支払交付金の向上活動で実施されている新設された構造物、いわゆる農道とか水路などの財産管理の年数の取り扱いについてはどうするのか、お伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） 初めに、農地・水保全管理支払交付金で実施をいたしましたコンクリート水路——これは先ほど言いましたけれども17ございます——につきましては、処分制限期間が定められているということでございます。また、処分制限期間内にほかの事業、例えば圃場整備とか用排水施設整備を実施し、水路を撤去した場合、これは補助金返還の対象となります。

ただし、緊急的に対応いたしました報酬につきましては、農地・水保全管理支払交付金の補助金返還の対象とはなりません。

なお、基本的に向上活動で実施した整備箇所につきましては、中山間地域総合整備事業の対象外の箇所と考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 今ほど財産の処分制限期間については適用除外となるということですね。ならない場合はどうするのかということを知りたかったんですけども、これは適用除外ということでいいんですけども、今まで農地・水では向上活動で自分たちの環境整備は自分たちで整備しなさいと言いながら、中山間地域総合整備計画では大規模の圃場整備改良でありまして、農地・水の向上活動は無意味でありますよと言っているのと等しいのではないかと思います。

この矛盾について、この農家の皆さん方にどう説明をするのか、どう整合性を説明するのかについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） この説明の前に、先ほどもちょっと言いましたけれども、コンクリート水路とか、それにつきましては適用の除外にはなりません。しかし、さっき言うた とか、そういうようなものは適用除外となるということで、その辺だけちょっと誤解のないようお願いいたします。よろしいですか。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 済みません。一番聞きたいのは、この圃場整備をすること

によって農地・水でつくった構造物ね。これのかかった費用を返還しなけりゃいけないということになると思うんですね。その場合に、いわゆるどういうふうに皆さんに説明をしていいのかと。いわゆる農地・水でやりなさいよと。皆さん自分たちで自分のことはやりなさいよと言いながら、この圃場整備をする、大規模圃場整備をすることによって、これはこれから今後しなくてもいいですよ。ほんなら、今までやってきた構造物のかかったお金については、この圃場整備で補ってくれるならいいんですけど、補ってくれないでしょう。この点を皆さんにどう説明していいかということについてお伺いしたいんです。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） 中山間地域総合整備事業につきましては、基本的にまず事業規模が大きく、町単費、また地域の向上活動などで対応できない事業を対象と考えています。そうした中で、向上活動に関することにつきまして、これは事業説明会のときにお話しをさせていただきたいと考えておりました、今言ったように、この中山間事業の説明会のときに地元に対しては説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、それはいいとしまして、8番目に、今年度の平成26年度から取り組む中山間地域総合整備計画を永平寺町には準都市にされていることから、農道整備についても適用されるのかについてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） まず、この農道につきましては、土地改良法に基づく農業用道路でありまして、道路法に基づく道路の区分には当たらないために準都市計画などの規定には適用されないということでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、中山間地域総合整備事業要望に当たりまして、圃場整備区域の地権者の同意は必要かと思いますが、圃場整備区域内の貯水槽、これ新設したとした場合、それからパイプラインによりまして他の地域へ供給排水される区域、この地域の皆さん方も圃場整備の対象となるのか。また、受益者としてその同意を得なければいけないのか。その点についてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） まず、圃場整備につきましては、受益者及び地権者です

ね。これは全員の同意が必要でございます。ただし、パイプラインだけ直す場合、圃場整備とは別でパイプラインだけ直す場合につきましては、地元の地区の要望があって、地区から負担金を協定なんかで負担するという確約があれば、例えば100%、九十七、八%でも可能は可能です。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 今の件ですが、いわゆるもう一つ聞きたいのは、そのパイプラインの補修はそれでいいと思うんですけども、それからパイプラインを通じて他の地域の水田へ配水、いわゆる水を配る面積のどこ、その地権者の皆さんの同意も必要かということをお伺いしたいんです。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） 先ほども言いましたけど、基本的には全員の同意が必要と考えております。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 10番目に、地元負担金が2%から5%と負担が非常に安く、安易に取り組む傾向にあるかと思いますが、農地・水の向上活動に関する説明なくして中山間地総合整備計画は成り立たないと思いますが、この件についてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） ちょっと先ほども言いましたけれども、これにつきましては向上活動などに関する説明会とか、そういうようなときに集落に対してはきちんとご説明させていただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは最後に、農地・水保全管理の実施に向けまして積極的に取り組んできた町内の21地区のうち、向上活動に取り組んでいる13地区の区民の代表の皆さん方に対しまして、細部にわたってきょうまで説明をしてきたのか。この件についてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） まず、平成26年度につきましては農地・水保全管理支払交付金制度から多面的機能支払交付金制度に制度が移行いたしましたので、4月下旬に新規地区及び継続地区を対象にいたしまして説明会を実施をいたしております。また、再度説明会の要望のあった地区に対しましては集落に行ってお説

明をさせていただいております。

また、毎年活動に取り組んでいる組織に対しましては確認を年2回行っておりまして、またその都度対応をいたしております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 各地域におきましては事業要望に当たりまして複雑な思惑と構想があるかと思っておりますので、今後、各組合から誤解や苦情がないように慎重にチェック、検討していただきまして、要望地区の関係者に詳細にわたって説明をしていただきますよう、またはご指導いただきますようよろしくお願いをいたしたいと思います。

1問目の質問はこれで終わります。

2番目に、参ロード参られようかと。ちょっとひねくりましたけれども、これについて質問をさせていただきます。

大本山永平寺の玄関口であります永平寺線跡地遊歩道整備事業が今春5月末に完成をいたしました。遊歩道は、永平寺町の新しい名所として「参ロード」と命名され、「山に囲まれた自然の雰囲気が楽しめる参道」として開通をいたしました。3月の定例議会において永平寺ブランドの一つとして情報発信をしていくとのことでしたが、舞鶴若狭自動車道の全線開通や来年3月の北陸新幹線金沢開通、また2018年の福井国体など今後の人と人との交流人口の拡大を見据えて、永平寺の地域資源のブランド向上について次の点についてお伺いいたします。

1問目に、3月定例議会におきまして、永平寺町の新しい名所として、また永平寺町ブランドの一つとして情報発信をしていきたいとのことでしたが、本定例会の所信表明の中でもブランド戦略推進委員会を立ち上げたとしておりますが、現在、参ロードについての取り組み状況についてお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） それでは、お答えをさせていただきます。

参ロードにつきましては、永平寺口駅から大本山永平寺へ続く参詣道として位置づけをさせていただいております。また旧京福線の跡地としての面影も残した上で、町の観光案内パンフレットに明記するほか、6月8日には永平寺参ロード禅ウォーキングを開催し、町内外への情報発信を行っております。

また、今月14日には福井坂井地区広域圏主催によるハイ！ウォークツリーというウォーキングイベントの開催会場にもご利用いただいております。

また、10月には秋の参ロードウォーキングの開催なども計画しており、多方面からご利用いただけるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 重複するかとは思いますが、永平寺線跡地を雲水さんが鉢鉢されているシーンが番組で放映されていることなどから、ネーミングを大切に、一つのストーリーをつくり、参ロードの意味を考えながらブランド化につなげたいとありましたが、参ロードの意味やストーリーの内容について、現在どのような構想があるのかについてお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） この名称は、昨年11月より全国への情報発信の一つとして永平寺線跡地遊歩道の名称を募集をいたしました。全国から700件を超える応募をいただき、厳正な審査の結果、4月10日に「参ロード」という名称に決定をいたしました。この道を歩いて永平寺へお参りしてもらいたいとの意味、また私の道マイロードとして人それぞれにいろいろな思いを感じながら歩いてもらいたいとの思いが込められております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 3番目に、ブランド化につなげるまちづくりには最低10年はかかると言われておりますが、特に最初の3年間は継続してブランド化を目指して磨き続けることが大切、大事であると言われております。現道の参ロードは、全国から訪れる多くの参拝者や観光客が気持ちよく大本山永平寺へ参られる遊歩道となっているか、この現況についてお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 永平寺線跡地遊歩道のウォーキング大会を始めました当初は、全行程バラストのままの状態、かつての鉄道敷の面影があり好評であった反面、足に負担がかかるため、ウォーキング道としては適さないとの声もございました。今回の事業でアスファルト舗装、バラスト舗装、転落防止柵等が整備され、参拝者や観光客の皆様も安心して永平寺の自然を満喫しながら、快適なウォーキングが楽しめる遊歩道に整備されております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、現在供用開始されている参ロードの維持管理は

誰が行っているのかについてお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 維持管理につきましては、基本的には町が行います。ただ、これまで同様、地域、近隣、地権者等のご協力もお願いをしたいなというふうに思っております。

跡地利用活性化協議会では、草刈り等の維持管理やイベント等の協力をお約束いただいていると聞いておりますし、集落によっては自主的に草刈りをしていただいている箇所もございます。今後ともできる限り地域の皆さんとともに参ロードを大切に育て、訪れる人々が快適に歩いていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは5番目に、ブランド化につなげるならば、供用開始からわずか4カ月で路肩の雑草が生い茂りまして、道行く人の視界を遮っております。参道の中央までツタが張って出ている状態ですが、ブランド化につなげる意思が本当にあるのか否か、これについてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） ご指摘のとおり草の成長が早く、一部で遊歩道内にツタが入り込んでおります。今年度から草刈り作業を年3回にふやして対応しており、先ごろ2回目の草刈り業務を発注したところでございます。

永平寺参ロードは本山への参詣道として、またかつての鉄道敷の面影が残る里山の風景を楽しみながら歩く遊歩道として永平寺ブランドの一つとして育ててまいりたいと考えております。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは6番目に、中部縦貫道路の諏訪間高架橋から荒谷までの区間におきまして、アカメガシの垣根がつくっております。アカメガシは剪定をしなければ伸び放題になりまして、道行く人の視界と歩行を遮りますが、山に囲まれた自然の雰囲気を楽しめる参道としてブランド化するための今後の維持管理についてお伺いしたいと思いますが、このままで本当にいいのかについてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） アカメガシの垣根剪定につきましては、年間定期的に行われる草刈り作業の中で行いたいと思っておりますが、現在の様子を見ます

とツタの繁殖がひどく、当初描いていた風景にはほど遠い状態にあります。早急に対応をしたいと考えております。

また、長期的には何か防草対策等を考える必要もあるかと感じております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、遊歩道、いわゆる参ロードは歩行者専用か、または自転車歩行者も通れる自歩道か、どちらかお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 参ロードは歩行者優先道路としております。永平寺線廃線跡地の施設内道路として整備しており、その構想は歩行者優先道路であり、低速の自転車に限り走行を許可するものとしております。

現状も生活道路として通学通勤のための自転車も通行しており、利用形態と安全性の確保など多面的に検討しまして、規制につきましては標識等により行いたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） ただいま低速の自転車は可能であるという回答がありましたけれども、低速の自転車というのはどんなものを言うんですか。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 想定しておりますのは、通勤通学ですね。生活に使用するといったようなことを考えております。特に子どもとか主婦の方の買い物とか、そういったことを想定しています。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 突っ込んで申しわけないんですけども、低速車、いわゆる自転車通れる。中学生のお子さんでも自転車では通れますよという回答でしたね。ということは、歩行者兼自転車も通れるということですから自歩道として考えてよろしいんですね。自転車、歩行者兼用という形でよろしいですね。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 基本的にはそういうことでございますが、ただ、安全面とか、そういったことを考えますと、例えば競技用自転車が高速で坂道を下っていくというようなことがないように、その標識等で規制をしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは8番目に、参ロードは朝に夕に散歩やジョギングを楽しむ人々が多いと聞いております。荒谷から永平寺終点までの区間は総幅員3メートルで、舗装幅員が1メートル、砂利道が2メートルとなっておりますが、行き交う人々は交差するために必要な1.5メートルの舗装が確保されていないことから、どちらかが砂利部の雑草内で待機し道を譲っている状況にあります。舗装部が1メートル、また砂利部が2メートルにした理由についてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） これは遊歩道利用者の中でバラストを残してほしいという意見が多くございました。また、跡地利用活性化協議会との協議の中でもできる限り自然を残して工作物は最小限にしてほしいとの考え方もありましたので、荒谷から門前まではバラスト舗装としております。

ただ、車椅子を利用して散策される場合もありますので、1メートルのアスファルト舗装を施工しております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 道路法でも決まっているかと思えますけれども、普通、1人歩くのに75センチ要るんですね。行き交うには1.5メートルが必ず必要なんです。そういうことも考えなくして、この1メートルと中途半端な幅員にすることがどうかなという思いで今質問しておりますけれども、やはりこの点も地元の人にはよく説明をしてあげて、1.5メートル、1メートルでなくして1.5メートルぐらいは必要ですよという、行き交うのにはどうしても必要ですよという説明をやはりするべきでなかったかなというふうに思います。

それでは9番目に、荒谷から永平寺終点までの区間の砂利道部分は雑草が生い茂り、舗装部分にまで覆いかぶさりまして、朝に夕に先ほど言いましたが散歩やジョギングを楽しむ人々の妨げとなっております。今後、砂利道部分に草花等の植栽などを考えていく計画があるのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 今年度は草刈り作業を年3回にふやして対応しております。現在、2回目の草刈りを実施しており、楽しんでご利用いただけますよう活性化協議会や地元の皆さんにもご協力いただきながら、今後も対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 現在、供用開始されております参ロードは、地元永平寺町民のみならず、全国から訪れる多くの参拝者、また観光客が気持ちよく大本山永平寺をお参りできるように今後も整備計画があるのか、または地元環境保全と観光客の誘致整備活動を託すのかについてお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 今後の遊歩道の整備といたしましては、案内看板等の整備を充実させていく予定でございます。各種イベントと参ロードウォーキングを組み合わせるなど、観光客の皆様にごどのように利用していただくかなど遊歩道の有効活用を引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 今の回答ですと、整備計画については回答されていないんですけども、この整備計画については何もないということによってよろしいのでしょうか。

また、この環境保全についても地元とのことについて回答がないんですけれども、この件についてはどういうふうに考えていますか。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 遊歩道の整備計画としましては、今年度でこれまで何年か取り組んできた事業としましては一応終了ということでございます。それから、地元との環境保全の問題ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、基本的には町が主体となってやっておりますけれども、地元の皆さんあるいは活性化協議会の皆さんと協力しながらやっていけたらなというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、私の思っていることをちょっと申し上げたいと思いますが。農地・水保全管理の共同活動や向上活動では、地元地域の資源の保全管理と、そして自分たちの環境は自分たちで環境保全をしていこうと、そういう趣旨から地域の人々が計画をし、活動をしております。参ロードの維持管理につきましても、沿線地域活動として多面的機能の共同活動の一環として取り組むことができるかと思いますが、この件については農林課長、どう思いますか。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） まずは、その参ロードの管理につきましては、先ほどもご説明ございましたが、現在は町が草刈りなどを行っております。こうした中で、沿線地域でののり面の草刈りや植栽による景観形成など、地域活動も多面的機能支払交付金の対象にすることができるということで、この件に関しましてはそういう向上活動の交付金等の対象としておりますので、またそういうことがあればどんどんご利用していただきたいと考えております。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） そういうことということではなくして、この地域の沿線に位置する人の共同活動できますよということで地域の人に働きかけてほしいという意味合いを私は言ってるんですって。これが全然できないなら別なんですけれども、道路として農道としても活用できますので、それらを利用していただければ活動として取り組めると。草刈りする人もお金をもらいながら仕事もできますし、また遊歩道としてもきれいになるということ、両面がよくなりますので、この辺をよく共同活動と農地・水保全管理がありますので、それらを大いに利用していただきたいと。そして、町と一体化してこの遊歩道をきれいにしていこうという考え方をもちかどうかということを知っているんですって。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） ただいまのご質問で、これにつきまして地域の計画もございます。そうした中で、町もこういったことをしてほしいこともございますので、この件に関しましては地元に対しましては町のほうからもまたそういうことで説明をさせていただいて、こういう活動ができるように地元も協力いただきますようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 最後に、当地域におきましても地元協議会との連携を密にして、大本山永平寺への参ロードをブランド化するには独自の魅力が必要です。また、訪れた方々が来てよかった、また来たい、そして歩いてみたいと記憶に刻むことが大切かと思いますが、今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 永平寺線跡地活性化協議会が組織されているということでご答弁させていただいております。これまでも廃線跡地ウォーキング等に

おきまして、それぞれの地区で模擬店等参加者の憩いの催しを行っていただいております。今後もまた来たいと感じていただくような体制づくりに努め、観光客が気持ちよく歩いていただけるように、また四季折々の自然が織りなす風景を満喫していただき、心静かに大本山永平寺に参詣していただくように努めてまいりたいと考えております。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 過去になりますが、2004年のアテネ五輪からもう10年がたちますが、アスリートたちが繰り広げました競技会場は今では雑草が生い茂り、無用の長物となっていると報道されております。きょうの新聞ですかね、書いてありますが。当参ロードも無用の長物とならないように、観光永平寺を目指して活力あるまちづくりを、そしてブランド戦略推進委員会で推進計画とアイデアを議会に提案していただきますよう祈念いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。

2時25分から再開いたします。

（午後 2時14分 休憩）

（午後 2時25分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、1番、上坂君の質問を許します。

1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） きょうは3問。午前中に質問した中身もありますので、爽やかなきょうは質問でいきたいなと思います。

まず第1点ですけど、永平寺町ブランド創生ということで、私も議員になってこれ8年ですけども、当初からやっぱり形あるものを何とかつくりたいのかなというふうにも思っているんですね。私も今度の質問に合わせて、やっぱり一番大事な定義っていうのがみんな10人いたら10人とも認識というか、統一的な考え方がそこまで行っていないんじゃないかというふうに感じたんですね。そういう点からひとつ所管の課長から、永平寺町ブランドの定義についてお答えください。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） それでは、お答えをさせていただきます。

永平寺町のブランドの定義、いわゆる永平寺町の地域ブランドにつきまして申し上げたいと思いますが。これは、地域でつくられている商品やサービス、そして地域そのもののイメージが高まり、地域外から人や物などが集まって地域活性化に結びつくような戦略でございまして、地域と一体となった取り組みで、最終的には地域全体の活性化につながるものであると考えております。

永平寺という高い知名度を生かしながら、消費者から高い評価を得られる産品や観光資源を地域の団体や関係団体の皆様のご協力も得ながら作り出し、積極的に情報発信したいと考えております。

また、町民誰もが永平寺町ブランドと認めるもの、永平寺町にふさわしいものを永平寺ブランドと位置づけていきたいと考えております。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 今の課長の答弁で、私もそういうふうに思うんですね。それで、じゃなぜこれだけの歴史、それから大本山永平寺というヨーロッパ行っても福井は知らないけど永平寺って通りますからね。禅だけでも通る。そういうわけですから。

今の僕は考え方で町民全体がやっぱりそうなんだという、これはやっぱり今の言葉をちゃんと文章化して、あるいは広く認識を深めていってほしいなと思うんですね。

最近でいきますと、ブランドというと農産物とか、もちろん工業商品もあれば、医療品とかサービスもありますしね。最近の僕はヒットでは教育ブランドって何って聞いたら、やっぱり永平寺町だったら礼の心なんですね。じゃ、そういうふうな認識を我々町民一人一人が持っているのかというたら、どうもブランドという捉え方、考え方が一致していませんから、またそういうふうな形で歴史ある永平寺町を大事にしていきましょうよと。そしてそれもずっと将来へつながっていくと。そういう思いが、じゃそれぞれ農産物であれ、あるいは九頭竜川のものであれ、いろんなものがつくられていくと。

私もずっと今まで何回も質問してきたんですけども、例えばグッチの鞆とか、何かいろいろ20万とか30万してね。よく見ると、やっぱりさすがですよ。品質のまず産地、どこでつくられていますかっていうね。そしたら、あそこで織ったものしか使わないとかね。あるいは最近の流行でいくと、日本なら日本のどここの産地の誰々さんが織ったものを使って、そういうものをつくり上げていくという。そこにはまさしく一人一人の職人の人生が全てに入っていますし。だか

ら、安い鞆と高い鞆見たら縫製の縫い目一つが違いますね。絶対ダブっているところありませんから。ほんの細かいとこね。

それから、隅々までどこを見ても文句のつけようがないぐらいできてるのがやっぱりブランド品なんですね。ですからそれはまだまだ永平寺でもできると。それを統一的な考え方ができればその後どうするかといたら、ブランドをつくるというのは人が物をつくり上げていくわけですから。

今までも永平寺の立ち上げたそういう委員会もありますけれども、私はそれを超えて実務的にこなす人。これは別に永平寺のブランドだけじゃなくて、福祉も全てもそうなんですけれどもね。やっぱり実務者がどういう形で考えて、そしてつくり上げていくかということ、これが今不足しているんじゃないかなと思うんですね。その辺のちょっと認識はどうですか。町長。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） もうまさしく上坂議員のおっしゃるとおりでありまして。まず初めにこのブランド、これはもう信用と信頼、これがもうブランドだと思っております。

まず、やはり私どももいろいろ今戦略室で話し合っている中で、まずは町民の皆さんに永平寺にはこういった本物があるんだ、こういったブランドがあるんだというのを認識してもらうことから始めなければいけないなと思っておりますし、また幾らブランド発信して、実際永平寺町に訪れて、また永平寺町の品物を買われた方が、何だこのクオリティはと逆に信頼がブランドを傷つけることにもなりますので、そういったところをしっかりと押さえて進めていきたいと思っております。

今、一つ考えておりますのがふるさと納税、これで町の特産品を納税していただいた方にお送りできないかなというのも考えております。これも、例えばプレゼントするものだから簡単な包装ではなくて、東京で販売しても、どこの百貨店で販売してもいいぐらいのクオリティのものを、逆にこのブランド戦略室でいろいろ講習とか、そういったので勉強していただいて、そういった包装であったり商品づくりに生かしていただく、ふるさと納税で行政が購入させていただく、そういった仕組みができないかという今取り組みも考えていますので、またお願いします。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） それで提案ですけど、合併して10年目なんでしょうね。そ

うするとそれぞれの地域、松岡、永平寺、上志比というその中で自分たちが誇れるものを改めて町民全員で発表しませんかね。それを役場に集約すると。

例えば水だけ見ても、上志比にも私は1カ所ぐらいしか知りませんけれども、あそこの水はうまいんだよねという。これは旧永平寺であれば浄法寺のキャンプ場からちょっと行ったところにもありますし、それから下のほうにもありますしね。多分、松岡にも地下水をひくくめて、昔からあそこの水はうまいぜというのがあると思うんですね。そういったものを情報として皆町民のほうからもらう。

あるいは木にしてもそうですね。これは桜とかいろいろ木はあっても、むちゃくちゃでかい柿木があるとか、それかって永平寺のすばらしい宝ですから。それから、夜景なんかの写真で撮ってもらうとかね。やっぱり好きな人もいっぱいいらっしゃるから、そういう部分で永平寺町の宝というものをもう一回再発見して、それで認識してもらうと。何かそんな運動をしたらどうかなと思うんですけど、これどこがいいんですかね。商工観光課長のほう。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） おっしゃるとおり町内にはさまざまな宝がございます。町民の皆さんに認められているものでは、例えば大本山永平寺とか、九頭竜川とか、アユ、サクラマスですね。あと古墳とか浄法寺山とか、自然環境がもたらすものとか、いろんなものがあります。今ほどお話しいただきましたように、全ての中でいま一度町民の皆さんが本当にすばらしいと誇れるものを認識していただくということが大事やと思っておりますので、そういう取り組みもひとつさせていただけたらと思っております。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） それで今後ずっと続くわけですから、そうすると今学校でどうもそういう宝物を見る機会って最近減ってきたような感じするね。例えば私の息子とか娘ね。旧上志比の時代は2年に一遍ぐらいですかね、白山へ登ったりね。それから、当然今の吉峰寺からずっと本山へ行くあの尾根を歩いたりというのがあったんですね。今何かしてないような感じもせんでもないですけどね。

それから、これも危険ありますけれども、せっかく関東から今何かアユを釣りに来て、やっぱり九頭竜川いいよねっていうところで、じゃ、アユ釣りの経験はといたらどこもないんですね。確かに事故になる危険性もあるんですけどね。

これ、じゃ松岡の古墳も入れてね、それから大本山永平寺やね。永平寺町で全てを入れて、生まれてから中学校卒業するまでにやっぱり松岡のすばらしい歴史

のあるところ、これは古墳も入れてですよ。永平寺の大本山とかね。それから浄法寺のキャンプ場もすばらしいですし、それから道元禅師さんがお入りになった上志比の吉峰寺ね。それから尾根をやっぱり歩いてもらというね。そういう人たちが卒業して帰ってこなくても、我が永平寺町には必ずあるんですねという。それがやっぱり歴史における伝統とか文化ですから、この辺も学校の教育にね。私は口出しはしませんけれども、そういうふうなやっぱりふるさとを愛するというのはそういうことなんですよ。

私も以前言いましたけど、私の国見なんかでもいまだに中学校3年ぐらい行くが一番大寒の1月終わりから2月ですかね。ノリが生えましてね。それを近くにある老人ホームさんとかああいうところへ寄附するとか。もちろん自分たちでも食べますけれども。そういったことがそこで生まれ育った自分たちの誇りなんですよ。これを体験させんというのはちょっともったいないなって、こう思うんですけど、教育長どういってお考えで。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） はい。おっしゃるとおりで、今、永平寺中学校では参禅学習も40年、50年続いた活動をしていますし、上志比中学校でも吉峰寺で座禅体験をやっていますし、岩井山から大佛寺まで登った経験もありますし、そういうようなのを取り入れてもいます。大事なことだなということ。

先生方がまず知らないのもありますので。以前は私も若いころには町のバスで先生方を乗せていろいろな史跡とか散策した覚えもあります。もう一回、そういうのをちょっと遠ざかっていますので、またそういうようなことも呼びかけまして、先生方にもしっかりと永平寺町を知ってもら。そして子どもたちに伝えていく。子どもたちもそれを実感としていいところなんだなというのを味わってもらというか、そういう教育も必要だと思いますのでやっていきたいと思いません。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 教育長から一度考えてみるということですから、前向きにね。そういうふう理解していますんで。

特に永平寺町へ入ってきたらすぐ先生に、雨の小雨が降るとこの吉峰寺の座禅をしたというところがあるんですね。車で上まで行ったらあかんですよ。やっぱり下から駐車場から約30分か40分歩いていただいて、どういう思いで道元禅師さんが、今みたいなあんな広くはなかったかどうか知りませんが、やっ

ぱりその思いをつくって、ああいう道場で修業をして、しかも本読むと雪が2メートルか3メートルあってでも毎日。今の本山のところまでは行かないんでしょうけれども、山の頂上のところまでは毎日歩いたというその思いをほんの少しでもいいですから、ぜひ先生方に味わっていてほしいな。そうした人たちがまた永平寺から離れて帰ってこなくても、やっぱりさすが永平寺町すごいよねっていう、これが僕はやっぱり伝統というか、自分たちが誇れるところだと思いますので、ひとつ教育関係においてもですね。

ふるさとを愛せない人が幾ら道徳を教えたって何の意味もないですから。極端に言えばね。何かわけのわからん美しい日本を取り戻すなんてやったってね、冗談じゃないって、私は個人的にそう思っていますよ。そこまでは踏み込むと思想的にとかいろいろありますから言いませんけども、どうかふるさとを体験して、すばらしいような形でぜひやっていってほしいと思います。

それから最後に提案ですけれども、先ほど言ったいろんなところのいいところあったら写真で撮る。それからマップをつくって、これ今、携帯電話というか、情報を発しているじゃないですか。この間うちの息子と話していたら、あれを全部見ると永平寺のおいしい水があそこだったら飲めるよというところが、そういう簡単な部分がまだ入ってないですね。

それから、じゃ、永平寺そばってあるんやからそば食べに行きたいなといっても、個人の名は言いませんけども、じゃ本当のそのそば屋さんが永平寺町でつくったそばをね。製品はまだいいですよ、別にね。だけどそういった、本当にこだわってほしいなと思いますよ。ですから、そういうことで何かマップとか、あるいは看板、それから情報があったらね。

この間も石川県ですかね。ずっと能登半島から見たらどんぶりの街道とかね。みんなその町ごとにちゃんと写真入れてあるんですね。だからそういうところ、まだまだありますよ。これひとつ商工観光課のほうで石川県のそれぞれの市町村のパンフレットを全部集めるんですよ。そうすると、自分たちがつくるときに、ああ、そうか。やっぱりいいね。便利だねっていう。確かに金もかかっていますよ。多分、永平寺町の3倍ぐらいはかかっていると思いますけれども、一度そういった情報収集もぜひやってほしいなというふうに思いますね。何かそういう方向でやるということでもいいですか、町長。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、情報発信の部分で写真とかマップとか、そういう丁寧な

おっしゃられたよその自治体のを一度集めて一回見比べて見たいなとも思いますし、もう一つはSNS、インターネットを使った中で九州で先進的な我が町の写真撮って、それで毎回コンテストをしてる。アクセスがすごい何万というアクセスをしている町もごございます。そういったところも参考にさせながら、永平寺へオリジナルで情報推進室もごございますので、商工観光課とブランド戦略室合わせて進めていきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 町長、この件については知りませんが、とにかく庁内の職員同士やね。一度本当に永平寺町ブランドって何かという。仕事終わって5時半ぐらいに終われば1時間ぐらい。それ3回ぐらい続けたら大体理解できますから。まず、それをぜひやってほしいと。職員同士もわからんものは町民に発信しようがありませんから、最低限でブランドだけに限らず。

だって、何も3年から4年ぐらいで大体変わるわけでしょう。そうすると、肝心な部分が身につかないでどんどん職場変わっちゃいますから、それも一つ研修内容として考えてほしいなど。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、ワーキンググループの中でもこのブランドで若い職員が今一生懸命考えてくれています。その中でお恥ずかしい話なんですけど、初めて永平寺町のいいところを見た。全員見にいってくれたんです。若手の職員さん。その中で、初めてこんないいところがあるって改めてみんなで意見を持ち寄って、今話もしているところでもあります。

ただ、全職員がやはり永平寺町、もうあそこはこんな今状況だとか、こんな感じだとか、そういったふうに言えるような、そういったこともしっかりと考えていきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） じゃ、続いて、あんまりブランドをしつこくやると楽しくないですからこの辺で終わります。

じゃ、2番目に、自然災害の対策ということで、きょう2名の同僚議員から質問ありましたから。そこで、これ朝日新聞ですかね。これ、現状の対策をとって私質問の細かいところにやったんですけど、よくたまに勉強したら『防災の手引』ってちゃんといいのがあるんですね。うちもたしかあったというのは思ったんですけど、改めてこれ全部見ると、やっぱりこれ町民の方が全部読んで、本当

にこのとおりというか、実行してくれればかなりの解決する部分はあるなって改めて思いましたよね。

例えば避難するときの心得で、雨が降ってるから、私なんか長靴で行ったほうが安全だろうなって思っていたんですよ、これ読むまで。ここに、長靴履くとそこに水が入ると深いところへ行くと今度足が動かなくなるから、今のズックですかね、ああいう部類のほうがいいですよって書いてあるんですね。人間て、私も結構知ってるほうですけども、年いってちょっとぼけたんかもわかりませんがね。ああ、やっぱりいろいろ知識とか物というのは人から聞いて物を見たりとかせないかんなど。ですから、これを使って啓発するのも私いいと思いますよ。

これ学校でも中学校なんか行ったら、ちょっとこれ全部読んでって聞くとまた家帰ってから言いますから。防災ってこんなことであるんだよねとかね。子どもに1冊ずつあげたところでいいじゃないですか。どっちみちうちに配ったのも、どうですかね。まともにやるのは多分3割もないんじゃないですかね。単なる資料としか見てませんから。子どもを使って逆に今度は家庭のほうへ災害とかね。

講師だって消防からいるわけでしょう。災害があったって、いや、こんなのが怖くてねなんて言うたら、子ども一生懸命真剣に聞いてくれますから。それはちゃんとここに載ってるからね。ちゃんとうちへ帰ったらおじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さんにちゃんと読んでもらうように言えと言ったら、大体半分ぐらいは浸透しますよ。そういうふうな思いがありましたね。

ダブるのもあれですからね。これ新聞なんかの避難場所は安全かというこれなんか読むと、これは実際の例なんでしょうけれども。例えば77歳の人で避難してくださいって勧告が出て、足が悪く出歩くのは危険。再び土石流が起きる怖さはあるけれども、仕方ないという。もう自分ではどうしようもないからね。何かそういうのもあったんですね。

そうすると、あともう一点、これまた防災無線のスピーカーは自宅の方向を向いておらず、窓をあけて耳を澄まさない聞き取れなかったと。そんなもん雨がどしゃ降り風吹いたときなんかあけて聞けるわがないわけですよ。そうすると、じゃ危険を知らせるといふ工夫。これ今、現状どうなんですかね。今の防災無線がまだ入っているとこと入ってないところありますけれども、今の入っているところから見るともうほぼ危険なことは防災無線で知らせられるかという認識なのか。いや、まだまだ再調査が必要で、もっともっとより安全性とか、その認識をひとつお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 防災の周知の方法ということでございますけれども、やはり今の一番の最善の策としましては、防災無線で屋外拡声局のほうから皆様にお知らせするといった手法が一般通常的でございます。ただし、今議員さんもおっしゃったように、雨の中あるいは風向きによっては聞こえづらいとか、何の災害が起こり得るのか、警報が出てるのかといった面でもわかりづらい部分もあるかと思えます。

来年にはこしの国ケーブルテレビと連絡をとりながら、そういったものに情報を載せるような形。また、広報車での巡回、またエリアメールとかメールにおける発信等々を今のところはさせていただいておりますけれども、本当に細かい情報が行けるようになるにはやはり何らかの策を今後も継続して検討していかなければならないというふうに感じているところでございます。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） それで、これ避難場所ね。多分、これ、行政のほうに気がついているかどうかわかりませんが、避難場所に指定した場合、いわゆる情報がとれる。例えばテレビとかラジオとか、そういったことをやっぱり設置すると、たしか義務規定があるというふうに見たんですよね。それはもちろん電話かもわかりませんし。ところがない、避難場所で集落センターのほうで、名前は別にして、そういうところで、じゃ、それ全部備わっているかといったら備わっていないんですよね。だからうちなんかの野中の見ても、テレビ切りかえするときにそのまんまですから全然テレビ映らない。それから、電話があつたけれども固定費がかかるからもうやめとか、そんなところもあるんですよね。そうすると、これはやっぱりそこに避難してもらって、その通信網が普通の、まだ我々の世代ぐらいまでは携帯持っていますけれども、もっと大先輩までいって避難したら、何かあっても連絡のしようがないんですね。そうすると、そういった改めて設置基準があるかどうかとか、上志比から松岡の隅々まで豪雨だったらどうしようもないですけども、一定限度まで行った場合、そういうふうな発信するような装置、例えば移動式の何とかとかね。何かそんなことも多面的に考えてもいいのかなというふうに。これは提案ですけどね。その辺がちょっと抜けてるかなと思えますね。

それで、災害があつたときの避難どうするかという、地震があつたときの場合には強固なところへ逃げりゃいいけれども、じゃ、集落センターで土砂災害があつ

たときに、あえて僕ほどことは言いませんけどね。これ、防災マップ全部見たらかなり危ないなという。

実際広島でもそうでしょう。避難したらそこに土砂が来て2名かなんか亡くなっているんですね。あれ避難しないで家にいたほうが助かったとかね。そういったことっていうのは天災とか、こういう災害というのはそういうものですから、逃げていい場合もあれば、逃げたら反対に悲しいことになっちゃったということもありますから。これは行政全体に何とかせいと言ったって無理ですよ。今の国みたいな、ほんな日本国中を強靱化法とって、そんなもの海のどこへ東北なんかで何百年に一回必ず来るわけですから、津波が。歴史上。そんなどこへ30メートルやら、50メートルの堤防したって助からないですよ。できっこないですよ。永平寺町かってほんな崖崩れするからって全部コンクリートのそんなつくりですか、全部。そうすると日ごろからやっぱり自分たちが危ないときは逃げる。行政から大雨注意報とかなんかあったら空振りなんかおそれないでどんどん避難指示とか命令とか、そんなことやってほしい。それであらかじめもう一回どこへ避難させるかという、これを改めて考えてほしいと思いますよね。

だから雨が降って土砂が落ちるかどうかわからんときに集落センター逃げろと言ったってそれは無理ですから。上志比見たら上志比の中学校が一番安全ってなっていましたね。永平寺の場合は志比小学校ですかね。中学校も一緒なんでしょうけど。あそこが安全だとかね。松岡はあえて言いませんけれども。ですから、改めて地震が起きそうなときはどこどことか、土砂災害が推定される所は今の集落センターやめてどこどこへ行ってくださいとあって、これはもうはっきりと提示するほうがいいんじゃないですかね。明示というかね。それでも嫌という人は逃げないんですから、それはもうやむを得んと思いますけどね。勘案しながら。改めて見直しておいてほしいと思いますね。

これ、永平寺の災害協定一覧表ね。これぱっと見たらあれやね。災害があったときにどうするというと、みんなから救援物資もらうとかね。そうすると、ボランティアの受け入れね。何か今の町の資料を見ると町が全部ボランティアの受け入れか何かするというふうにしちよっと酌み取れないんですけどね。

私も三国の油屋とか、それから美山、それから今の越前市ですか、あそこへ行っても、ボランティアのリーダーって大体五、六人、四、五人ぐらいが大体わんグループになりますから、そういうときにリーダーさんをちゃんと決めて、そのリーダーさんが安全面を確保してくれないと二次災害が起こるんですね。ですか

ら、私は美山でも越前市行っても、50分たったらいや応なしに関係なく、まず水かお茶を1杯飲んでもらう。それから10分だけは必ず休むと。自分が少しでも気分が悪かったら、そのままやめてくださいと。みんなが迷惑しますからとはっきり言いますからね。そういう部分でいくと、ボランティアの訓練とか受け入れという部分見ると、今のところ、社協のほうのボランティアセンターに頼むというふうな考え方なんですかね。災害があったとき。その辺どうなんですか。もしわかなければまだわからないで結構です。

○議長（川崎直文君）。

○1番（上坂久則君） まあそれはいろいろ災害ボランティアですから応援物資も来れば、あるいは派遣するとか掃除とかいろいろあると思いますけれども。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 今ほどの、まず一番最初からは避難場所のほうから議員さんおっしゃられまして、いろんな方面から議員さん、ご質問といたしますか、あるいは提案というようなお言葉をいただいております。

まず、避難場所につきましては、やはり永平寺町のこういう特性上、山合いに集落があるという現状、これはもうご存じのとおりということで、なかなかそれを皆様に全て安全なところに当然避難をしていただくわけですが、その一時避難場所とか、あるいは広域の避難場所によってはやはり非常に危険性を伴うものも、当然行政も熟知していなければなりませんし、これは避難する側についても当然熟知していただかなければならない重要な項目だというふうに思っております。

それで、26年の6月、避難勧告との判断伝達マニュアルということで一部改正をさせていただいたところであります。ただ、こういったものにつきましては、机上の上で幾ら検討しても全て災害に対応できるものではございません。そういった面で、先ほど町長も一番冒頭で言いましたように、やはり行政が取り組む公助、それとやはり地域でつかさどるといいますか、そういったものでも共助、あるいは一人一人が自分で避難をしていただく自助のこの3つの形で、やはり皆さんが理解をし合っていただかなければならないというふうに思っているところでございます。

それと、今ほどの災害協定につきましては、ざっと見ますと5種目ぐらいありまして、自治体間等の相互協定とか、あるいは消防相互応援協定、あるいは医療、衛生、さまざまなものがあります。大体5種目で、現在は15協定を結んでいる

ところでございます。

そういった中で、やはりそれぞれのセクションがあろうかと思えます。やはり要介護者の避難の場合につきましては福祉施設の避難場所とか、そういったものを活用あるいは皆様に周知をさせていただく。健康な方々にはこういったところといったような形でしっかりと周知もさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ボランティアについて、先日、社協の会長と、そして現場で活躍されている皆さんとのお話の場を設けていただきました。その中でボランティア、福祉面、災害面いろいろわけなんですけど、今の社協に置いてありますボランティアセンターをもっと充実させてほしい。町と一体となって充実させてほしいという旨を伝えまして、これからそのボランティアの育成、そういった窓口、またいろいろな人とのつながりをそこでつくっていただく、そういった場にしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） この質問の最後ですけれども、10日ほど前ですかね、新聞で、土砂災害がある対策として国土交通省やと思うんですけど、国は地すべりが起きそうな山の頂上へセンサー設置をやってくださいというふうにあったんですね。町としても何かできるかできんか、私もそのセンサーというのは無線で飛ばすんか、どういうふうにするんか全く実態わかりませんが、その辺のこともおもしろいかなど。

あれ見ると、何か2センチぐらいずれただけですぐ発信するなんて書かれてたんですね。何かもしそういったことが可能であれば、やっぱり前向きに考えてみるというふうな考え方なのか、ちょっと時間かけてじっくり勉強したいという、その辺どうなんですか。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今ほどの地すべり等のセンサーの設置についての町の考え方についてというお尋ねでございますけれども、一般的にセンサーの設置って申しますと、今土砂災害が発生した場合にその区域の二次災害を防止するとか、あるいは砂防事業におきましてその土石流の発生のおそれのある溪流等に安全管理という目的で設置するとかということが一般的だと思います。永平寺町におきまして、今地すべりの箇所というのは3カ所、土砂災害警戒区域の調査の中で3

カ所ございますけれども、全て人家にその影響を及ぼすようなところにあるわけではないということでございます。

ですが、土砂災害等が起きた場合にそういったセンサー等の設置というものにつきましてはやっぱり二次災害の防止ということで、例えば専門家の意見を聞いたりとかいうことで設置については十分見きわめながら、早期の避難誘導ができるような形で取り組むことが必要だというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） じゃ、自然災害についてはこのぐらいで終わります。

あと3番目に、介護制度の見直しということで、6月もちょっとこれやっていますけれども、見直しの目的って、簡単で結構ですから、ひとつ何のためにこれ見直すんやという目的をね。これ、私でなくて町民の人テレビを通じて聞いていますから、不安を感じさせないように本来の目的がわかるように説明ください。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今回の介護保険制度、介護保険は3年に1回見直しをするというふうになってございます。今回はまず平成26年から28年までの期間の見直しをするわけですが。ただ、今回大きくありますのは、2025年、平成37年ですけれども、いわゆる団塊の世代の方が75歳、後期高齢を迎えられるということで、これからますます高齢化が進展していくということでございます。

こうした中、地域包括ケアの実現に向けてやるんですけれども、今回特にありますのは、先ほど言いました6月の議会でもございました、いわゆる要支援者に対するものが給付事業から地域支援事業に移行するというふうなものになってございます。これは、いわゆる全国一律の基準から地域に応じた形で効果的に実施しなさいということで総合事業を立ち上げなさい。

永平寺町の場合ですけれども、7月末で要支援者の方が137名いらっしゃいます。今回の改正でございますのは、いわゆる訪問介護というもの、そして通所介護の部分を要支援者の方につきましては総合事業に移行しなさいよと。永平寺町の場合、この利用実績なんですけれども、訪問介護のほうでは平成25年度で251件、約460万円給付してございます。

また、通所介護としましては約960件、金額にして約2,800万。今回の見直しに関しまして、町ではこの2つの事業が給付事業から地域支援事業に移行するであろうと。約3,500万ですけれども。

一番大きいのは、やはり第6期計画の中でどれだけのサービスを見込んで、それに伴いましてやはり皆様方からいただく介護保険料がまず幾らになるのかといったことを試算する。なおかつ、今回はこれから10年間の介護保険のサービス見込みを出して、これから10年の中でどのようなサービスが必要か、またどういった費用が発生するかといったことを検証するのが今回の見直しの大きな目的ではないかというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） これもね、どんどんサービスをしてあげたいけれども、最終的には利用者の介護保険料に返ってくるわけですから、これも実際担当する所管としては大変だなと思いますよね。それで、今度の見直しの目的というのは、私の年齢の団塊の世代が75行ったときに、支える人は少ないし、それから病気になるのもどんどん上がってくるし、これは私自身のことというふうにとってもらえばいいんですけれども、何か一生懸命、戦後、ブラック企業みたいに1日十何時間も働いてきて、やっと来たらもうそろそろ介護の費用もかかるし、医療費もかかるし、年金の財源も大変やから、ぼちぼち考えたらって何か言われるような、そんな感じもせんでもないですよ。これは人じゃないですよ。私が自分に対してということですからね。

ですから、これ、どうなんですかね。それやるとサービス低下というのは起こり得ないんですか。

それと、あともう一点、実際この制度は来年の4月から変更になるわけですから、それに見てどういうふうな政策というか、案をいつの時点で出すのか。出すとしたらそれはどういうふうな機構というか、委員会を設けるのか、あるいはそういう考え方だけで結構ですから、その辺の説明を求めます。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今回の要支援者の給付事業から地域支援事業に移行するといったことで、いわゆる新たな総務事業を創設すると。そうした中で、一応国のほうから今回の改正におけるガイドラインが7月末に公表されました。実際、先ほど議員さんおっしゃった来年という話なんですけれども、最終的には全ての市町村が平成29年4月までにこの事業に切りかえなさいよと。いわゆる給付事業から地域支援事業に移行しなさいよというふうなことでございます。

当然、利用者のサービス低下というものはあってはならないというのが思いで

ございます。ただ、今、これまでですと、例えばデイサービスセンターとか訪問介護でその事業所をお願いしてた部分を違うところにやっていただくとか、新たな事業実施先を探すといったことが発生するかと考えてございます。

町といたしましては、あくまでサービスの低下はあってはならないというふうを考えてございまして、今永平寺町としても29年4月の移行に向けまして、いわゆる今回の介護保険の見直し、また来年、できましたら来年度中にはそのきちんとしたまた方向性を出ささせていただいてお示しさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 今7月にこれ出たという介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン、これ、厚生労働省という振興課から出ているんですね。1、2とありまして。これ見ると、これの13ページですかね。地域包括ケアシステム構築へ向けた取り組み事例というのでは非常にこういうことをやったら効果は上がっていますよという。この中身まで私全部取るわけにいかないんですけども、何か一度、それは人口が多いとか少ないとか、その場所によって実際こういう例が当てはまるかどうかわかりませんが、一度何らかの形でひとつ示していただくといいのかなというふうにね。そのほうがみんな安心しますから。それは一つ要望で結構です。

3、500万、これどうするのかねというね。今でこうですから、私どもなんかがあと5年ですか、10年とは言わんけれども、7、8年たつと一気にふえるわけですからね。倍ぐらいじゃ済まないと思うんですよね。そういう部分では地域の最初の計画見ると、まず自分たちが病気にならないように、これは認知症も入れて、けがしないように寝たきりのためにいろいろ筋トレとかなんとかを健康のためにやっていきたいと思いますというのと、それから健康な老人であってもともに自分たちの地域に住む人たちが助け合おうかなんてね。さすがはやっぱり東京にいる役所の偉い人ですから、きれいごとばかり書いてありましたけど。そんなことはできることはみんなやっているんで、そういったことも踏まえた上でどうするのかねということを、なるべく委員会立ち上げて、私、教育民生委員にはなっていませんけれども、教育民生委員会のほうには経過等をひとつ示して、また我々議員のほうにもその委員会から情報をいただくという形でお願いしたいなと思いますね。別に答弁は求めませんから。

一番大事なことは、永平寺町に住んでいて何が一番不足してますかというのは、やっぱり情報の把握なんですね。これ、3年か4年前ですかね。当時の課長さんやと思ったけどね。国の制度から500万の助成金かもらって、福祉マップをつくっているはずですよ。そのときにはつくり上げたら出しますと言ったけどいまだに出してないですね。これは個人情報等の絡みだと思うんですね。今後とも自分たちが困っているときは助けてほしいと言いながら、それぞれのプライバシーに関する部分は知られたくない、見せたくないという、これ矛盾している部分があるんですね。

そういったことで、課長まだ福祉課にえんかったね、そのときね。いたんかな。えんね。えんね。だから、その当時の課長さんはそういうふうちゃんと議事録の中で、作成して、後はしますと。ところが、なかなか個人情報で私の情報を幾ら福祉のみんな安全のためとは言いながら何で出したのって言われたときに、やっぱり行政としてはちょっと怖がったというかね。

ですから、今後、住みやすい永平寺町とかというのをやっぱり情報をどういう形で取るのか。その情報も何でもかんでも出しゃいいというものじゃないわけですから。だから1人でいるのか、2人でいて老老でやっていて、1人が入院しちゃった。さあ、食事をつくってくれたおばあちゃまは入院しちゃった。おじいちゃん的生活はどうしているのかなとか、実に生々しい話というのはどんどんふえてきますよ、これ。そういった情報を取るためにも福祉委員をちゃんと町内に2名ずつ設置して、まだなかなか効果は、私、福祉委員代表ですから自分がその立場にいますからいいんですけども、まだまだともに勉強していきながら頑張っていかなと持たんなど。

ついでに言うと、今みたいな世帯数が150とか200いったら無理ですよ。だからやっぱり50世帯に、町でいうたら今の班ぐらいですかね、大きいところへ行くとね。1班、2班、3班とか。大体50世帯で女性、男性、原則として2名ずつ配置して、そういうふうな早く組織機構を一度これ考えてほしいと思いますよ。

ですから、そういうふうにして情報を取って、早く手を打つ。それ今の包括センターの人なんかでも本当によく頑張っていますよ。私、月に一、二遍ぐらいは電話かかってくるんですね。何とかって。ですから、それはもうすぐ地域包括センターへ電話をして、「いや、私、足が悪くてね。車の免許ができないんで」と言うから、「いやいや、心配ないですよ」と。永平寺町は行政も社協もそうで

すけれども、足がない人、足が悪い人、それからなかなかそこへ行けない人はちゃんとそれぞれの本人もしくは家族がぜひ相談に乗ってほしいという場合は包括支援センターの人があなたのうちへ来ていただけますよということで、実際そうやって動いていますよ。だから本当に頑張っていると思いますよ。ですから、それをもう一度改めて地域を守るということはそれぞれの組織がどういうふうな動きをしているのか。

きょうもあったでしょう。民生委員さんの話ね。民生委員さんが動くにもやっぱり情報をあげないかんわけです。これ、行政からとれる情報と、それからほかからの情報もあるわけですから。せっかくの同僚の齋藤議員からかなり厳しいというか、激しい提案があったわけですから、それらを生かすためにも改めて。今が問題あるとか悪いんじゃないですよ。もっとすばらしい、安心して住めるような永平寺町につくるために全部の、特に現場を知っている人の話をよく聞く。

僕はこの間、町長社協へ行って聞いてよかったなという、つくづく思いましたよ。そういったことで、改めて福祉のあり方はどうあるべきかということをお管としては見直してほしいということをお願いして、私の質問を終わりますけど、何か最後に答弁を。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） ご意見まことにありがとうございます。

今言いました地域包括ケアシステムの構築といったものにつきましては、今後、実は多職種間の連携をした協議会を立ち上げる予定をしております。その中には、医師会の代表の方、薬剤師会、また歯科医師会、介護保険事業所、そういう人たちに集まっていただいて、いわゆる今後の永平寺町の介護、また医療をどう進めていくのかということで今協議会立ち上げのための準備をさせていただいているところでございます。

あと、先ほど議員さんおっしゃった、いわゆる要支援者マップの話かなと思うんですけど、永平寺町、たしか平成22年、23年ぐらいでつくらせていただいたかと思っております。

この情報、特にやはり個人情報絡むということでなかなか出す出さないということでもめている部分がございます。ただ、今、先ほど言いました民生委員さんなりの方に対しては、当然、やはり情報提供は必要かなと思っております。当然、民生委員の方であれば、特に国家公務員ということで秘密の保持というのが原則となってまいります。そういった面も踏まえまして、庁内部と協議しまし

て出せるものにつきましては情報課の担当課と協議していきながら、また総務課と協議していきながら、いわゆる永平寺町の持っている情報を少しでも共有させていきたいというふうに思っています。

よろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） じゃ、以上をもって終わります。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。

3時25分に再開いたします。

（午後 3時15分 休憩）

（午後 3時25分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、16番、長岡君の質問を許します。

16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。16番、長岡千恵子でございます。

理事者の皆様には、さぞ午後からの一番眠たい時間に私が差ししかかってしまい、やかましい声で申しわけないと思うんですけども、ぜひおつき合いいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

これまで福祉関係のことをお話ししますと、どうしても高齢者が中心になってお話しすることが多々あるかと思いました。ですけども、やはり福祉というのは高齢者だけでなく、乳幼児を初め、青年の方、それから中高年の方、高齢者の方とそれぞれ全ての町民の方が福祉ということに関してかかわりを持ってくると私は思っております。

そこで、今回は2つの質問をさせていただくんですけども、まず1つ目には、予防接種の公費助成の拡大をとということで質問させていただきたいと思っております。

実は私も知らなかったんですけども、先般、8月の初めぐらいだったと思うんですけども、某病院に診察に行きました。そこでその先生から、実はねという話がありまして、肺炎球菌ワクチン、これがことしの10月から65歳以上の方に対する予防接種が定期予防接種になるんですよということを聞きました。これは肺炎球菌が肺炎の予防効果が非常に高いということを国が認めた一例であるということは十分承知いたしております。

定期予防接種になりますと、その年、例えばことしで言いますとことし65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上になる方しか予防接種を公的な補助で受けることはできません。

今後の肺炎球菌ワクチンの補助についてのご説明をお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） ただいまの肺炎球菌ワクチンでございます。おっしゃったとおり、予防接種法施行令の一部改正によりまして本年10月よりワクチンが定期予防接種の対象となりました。

このワクチン接種対象者なんですけれども、原則65歳到達者というのがございます。ただし、今回の法改正で平成30年までにつきましては、いわゆる低年齢と申しますか、先ほど言いました65歳、70歳、75、80、85という方々が対象となりまして、今後5年間で全ての人を対象に接種させようということで、今度来年、例えば70歳になる人は来年、その次は5年間の一応経過措置ということになってございます。一応永平寺町では、本年度に今こうした低年齢の方で1,200人を今見込んでございます。今後5年間で約6,000名の方が対象になるかと思っております。

実施につきましては10月からでございますけれども、これは吉田郡、また福井市の医療機関のほうで接種していただく。これは今後、委託料という形で、今福井市医師会等と協議をしている中で、接種費用の約半額についていわゆる助成を行うというふうなことで考えてございます。

これまで永平寺町では肺炎球菌ワクチンについて補助を実は出ささせていただいていました。これまで3,000円の補助をしてございまして、この22年から25年までで約800名の方が接種していただいたというふうな経緯がございます。

ただ、この肺炎球菌ワクチンなんですけれども、一応有効期間といたら変ですけれども、5年間は一応1回打つことによってワクチンの抗体があるというふうに聞いてございます。

逆に、その5年以内の中で再度ワクチン接種をすると、例えば注射部位の疼痛、紅斑、また硬結等の副作用が強く出現して、その発生頻度も高くなるといった症例が出てきてございます。

一応予防接種そのものは医師会の協力なしでは実施できないため、福井市医師会と調整をさせていただいていると。一応10月からにつきましては、今後、や

はり福井市とかの足並みをそろえた形で、それとやっぱり永平寺町だけどうのこのとなかなか言えない部分もございます。一応10月からは福井市医師会との協議の中では福井市と足並みをそろえた形で接種をしていきたいなというふうに今のところ考えてございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 今後の肺炎球菌ワクチンの接種についてのやり方というのにつきましてはわかりました。今課長がおっしゃいましたように、永平寺町では実際のところワクチンの接種料金が8,640円かかっているそうなんですけれども、そのうちの3,000円を補助しているというのが現状というふうに聞いております。

きのう、おととい配布されました広報にも載っていたんですけども、該当する年齢以外の方、要するに66歳とか67歳とかという定期の年齢でない方につきましては、今月中に接種を呼びかけるというふうなことも載っておりましたので、その今月中の取り扱いについては現行どおりでよろしいのでしょうか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 一応今のその委託と申しますか、10月からいわゆる適正となるものですから、今やっているものにつきましては今月中をめどにさせていただくのは結構かなと思います。

ただ、ちょっと予算そのものがたしか3,000円で200人分しか持っていなかった。60万しかたしかなかったと思いますので、一気に駆け込みで来られた場合どうするかということがございますので、その辺またちょっと保健師との調整をさせていただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 今までされてこなかった方が急に駆け込みでということは余りないかと思いますが、日本人の死因の第3位が肺炎というのを知ってちょっと驚いたのは私だけではないと思います。意外と肺炎が3位というのを知られてないことが多いように思うんですけども。

先ほどこの肺炎球菌ワクチンの大体有効が5年間ぐらいあるということを課長おっしゃっていたんですけども、本当に5年に1回の予防接種で肺炎の発症を防ぐことができるのかというと、私は若干不安があるんです。というのは、やはり今までですと200人ぐらいの予算しか持っていなかったとおっしゃるんです

けど、200人全員がなさっているかどうかはちょっとわからないんですけども、ある程度肺炎が恐ろしいなと思っていらっしゃる方は毎年のようになさっていた方もいらっしゃるって、その副作用に悩んだ方もいらっしゃるんじゃないかなというふうには思うんですけども、本当に5年間で、5年に1回で大丈夫なんでしょうか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） これはあくまで公表されている資料なんですけれども、あくまでこの肺炎球菌ワクチン、逆に5年以内に再接種すると、先ほど言いました注射した部分が赤く腫れ上がるとか、そういった副作用が出てまいります。

やはり逆に今言っているのは5年以内というものについて、基本的にはもう個人差はございます。個人差はございますけれども、基本的には5年間は有効であるというのが今そうした検証されて報道されているというのが事実でございます。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） せっかく予防のために受けたことで副作用で悩んでしまうことは大変ですので、5年間有効であるというのであれば、それに応じて接種していただくほうが良いと思うんです。

これが定期接種になった場合なんですけれども、ごめんなさい。話があちこち行って申しわけないんですけども、定期接種になった場合のその補助というのは、国の予算なんですか、それともやっぱり町の予算なんでしょうか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今現在はまだきちんとした答えは出てなかったと思います。予防接種に関しましては、恐らく今、国からそれが来るということはもう一度ちょっと確認して、また委員会等で報告させていただきます。よろしく願いたします。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） その予算が国の予算なのか町の予算なのかということを今ちょっとお伺いしたかったんですけども。なぜかと申しますと、もし国の予算に変更になるのであれば、先ほどおっしゃってました60万円。今も既に使ったお金があるんで、60万円ぐらい浮いてくるんじゃないかなというふうにつと頭の中を走って抜けたわけなんですけれども、その60万円を、もし余ってくるのであれば、小児用の予防接種で使えないかなというふうに思ったんです。

小児用の予防接種は本年10月から水痘ワクチンも定期接種になり、以前と比較するとかなり充実してまいります。先進国では小児ワクチンの定期接種が標準となっていますのは、ロタウイルスワクチン、B型肝炎ワクチン、おたふく風邪ワクチンがなっておりますけれども、日本では定期接種として認められておりません。が、国内でロタウイルスに助成しているのは2014年6月現在で91の自治体がございます。

ロタウイルスがどういったものであるかというのをちょっと説明させていただきたいと思うんですけれども、私が参考にしておりますのは、慶應義塾大学医学部感染制御センターが発行しております『ロタウイルス胃腸炎と予防ワクチンのこと』という、こういうちっちゃい小冊子が出ているんですけれども、これをちょっと参考にして申し上げたいと思います。

ロタウイルス胃腸炎というのがどういう病気なのかといいますと、主に乳幼児を中心に感染し、5歳までにほとんどの子どもが感染すると言われております。流行の時期は冬から春先にかけてです。ロタウイルスは、乳幼児で重症な症状を引き起こす原因となります。感染力がとても強く、防止するのが非常に難しい感染症です。代表的な症状は、嘔吐、下痢、発熱で1週間程度続きます。下痢は白い米のとぎ汁のような便が認められることもあります。ウイルスに感染後、症状が出るまでの潜伏期間は二、三日です。ウイルスに直接作用する薬がないため、きちんと水分の補給を行う必要があります。ウイルスを排出するため、下痢どめは使用できません。脱水症状が進むと、入院し点滴が必要になることもあります。また、まれではありますが、脳炎や脳症を起こし、後遺症を残すことにもなります。

小学校に入学するまでに約2人に1人がノロウイルス胃腸炎で医療機関の受診をし、約15人に1人がロタウイルス胃腸炎が原因で入院するとも言われております。ロタウイルスは1種類ではなく、幾つもの型があります。日本では主に5つの型が流行しております。一度感染しても別の方で感染する感染を繰り返す可能性があります。年によって流行する型が異なっております。

ロタウイルスワクチン接種は生後6週間目からスタートになります。産後すぐに予防接種スケジュールを組む必要があります。予防接種には、生後32日目までに3回接種で完了するものと24日目までに2回接種で完了するものの2種類があります。

今述べましたロタウイルス胃腸炎に関すること、これはこれに載っておりますと

いうことを参考にしました。

ロタウイルスは非常に有効なワクチンですが、その費用が1回完了するまでに3万円と高額で、乳幼児の健康だけでなく、子どもの入院、通院を減少させることで保護者の看病負担を大幅に軽減させ、また医療費も削減することができます。子育て支援にも大きく貢献できると思います。ぜひのロタウイルスワクチンの予防接種に助成を検討していただきたいと思っております。

ちなみに、先ほども述べましたが、ロタウイルスは冬から春先にかけて流行しますので、これを念頭に置いての検討をお願いしたいと思っております。所見がありましたらお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今ほど議員さんおっしゃったロタウイルス胃腸炎でございますけれども、やはり冬から春先にかけてむ発症するということが多く、ピークは大体1歳前後というのが現状でございます。

このロタウイルス、ノロウイルス等もあります。いろんな胃腸炎ございますけれども、本当に議員おっしゃったように、このウイルスで感染する子は5歳までにほぼ全員の子が——全員と申しますか、ほとんどの子が感染する。ただし、その発病のあり方、重症化等についてはもう個人差があるというのが現実でございます。

今、これの助成をということでございます。いわゆる県内にはこのウイルス接種に対する助成を行っている市町村はございません。ただ、日本全国規模でいきますと実際接種の助成をしている行政、自治体がございます。

先ほど言いましたこのロタウイルスへのワクチンですけれども、いわゆるロタリックスとあとロタテックという2種類ございまして、どちらも2回ないし3回なんですけれども、1回当たり——1回と申しますか、2回打っても3万円、3回打っても3万円という金額で3万ほどの金額がかかっていると。多くの自治体では、その1回当たり7,000円から7,500円の助成をしているのが現状でございます。

ただ、このワクチンですけれども、まだ言い方悪いんですけれども、死に至るというところまで行くものではないと。胃腸炎になりまして、その重症化とか軽症、個人差がございます。逆に言えば、肺炎球菌みたいな命を守るワクチンというところまでまだ至っていないものですから、今、町といたしましては、今後厚生労働省でもこれをいわゆる低年齢化、定期化という形で考えていることはある

らしいんですけども、そうした動向、また近隣市町村の動向を見ながら、町ではこのもし助成をするのであればそうした国の動向を見ながらやっていきたいというのが福祉保健課としての思いでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 国の方針、それから福祉保健課の考え方というのはわかるんですけども、課長もおっしゃっていましたように、これに感染する子どもたち、子どもというのは本当に乳幼児で、おなかが痛いということすらも訴えられないような子ども。痛いということも言えないような、ただ泣くだけ。何がどうなったかわからないという子どもが中心なんです。

それを見ているお母さんというのも、それは3人目、4人目ということになれば経験もありますからいいんですけども、どなたも最初の子どものはいらっしゃるわけなんですね。3人目、4人目の子どもはいなくても、最初の子どものはいるんですよ。ということは、お母さんもお父さんもみんな初心者マークをつけたお父さん、お母さんなんです。そういった方が白い米のとぎ汁のような便を自分の子どもがしたときに、どういうふうにお考えになる、どういうふうな思いをするかというのをまず酌んでいただきたいと思うんですね。

それに対する精神的な負担、それから病院に連れていく。例えばそういう子どもたちが病院に行くとほかの病気で来てる子どもにうつるんです。正直言いました、おむつをかえたお母さんがドアの取っ手をさわった。その取っ手をさわった別のお母さんがまたその取っ手をさわって自分の子どもにお乳をあげた。これでうつるといような病気なんです。そのくらい感染力が強い病気なんで、そういった精神的な負担とか、子どもの健康状態とかというのも考えますと、この機会、いいチャンスだというふうに私は思ったんで、ぜひとも前向きに考えていただければ、本当に初めて子どもを産んだお母さん、お父さんにとっては強い力になるように思えるものですから、その点についてもし町長お考えがあったらご答弁いただけませんか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ロタウイルスにつきまして、今ほど福祉保健課長のほうからもありましたように、一度近隣市町、また国の動向をしっかりと見きわめまして、今長岡議員のおっしゃられたことも踏まえまして検討させていただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） その近隣市町村なんですけど、助成をやっているのは福井県では確かに課長がおっしゃるようなごさいません。ですけど、石川県には助成しているところがございますので、もしまた近くでするので、機会があれば話を聞いていただくなり、見ていただくなり、見に行っていたくなりしていただければ一番いいかなと思っております。ぜひとも子育てに手厚い永平寺町でするので、前向きなご検討をお願いしたいと思っております。

続きまして、学校給食の無償化の効果はということで質問させていただきたいと思えます。

昨年の4月から学校給食が無償化になり、1年余りがたちました。学校給食無償化事業を開始するときに、議会から理事者側に意見書を提出させていただきました。その意見書の進捗状況につきましてお伺いさせていただきます。

給食調理室の環境整備で、昨年、排水溝の修理、自動手指洗浄消毒器の設置、それから休息室の修繕は終了していますが、そのほかについては平成26年度以降順次対応という答弁をいただきました。

この夏、中学校は夏休みが短縮され、給食も早く始まったように聞いております。しかしながら、給食室の室温はといいますと、現状も40度になるというところで給食はつくられています。26年度以降の対応はどのようになっているのか、教えてください。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） それでは、26年度以降の対応についてご説明させていただきます。

まず、給食調理室の環境整備については、昨年度と引き続き松岡小学校、御陵小学校、志比南小学校、永平寺中学校には自動手指消毒洗浄器の増設や、松岡中学校の調理員さんの専用のトイレの修繕、それから給食センターでの白衣脱衣所等の整備を行い、今後も計画的に整備を進めていきたいと考えております。

また、調理備品につきましては、毎年8月に業者にお申しまして点検をしております。その結果をもとに、計画的に立てて修繕または更新を行う予定としております。

まず、最後に調理室の空調関係でございますが、これ、他の市町等の設置状況も踏まえまして、教室のエアコンを設置するときに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） エアコンの設置時にということをおっしゃるといことは、給食室にもエアコンを設置するということでしょうか。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） それも含めて検討していきたいというふうに、できるかどうかまだわかりませんが、それも含めてできる、できない。設置するものならそれに合わせて設置していきたい。いろいろなことを含めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 実際に私も調理室の室温を下げるにはエアコンというのが一番効果的なものだというふうに思い込んでいました。信じて疑わなかったのは事実なんですけれども、実際に調理員さんにお話を聞いたことがあります。エアコンをつけることによって室温は下がりますかというお話をさせていただきましたら、多少は下がりますと。確かに下がります。ですけれども、エアコンよりも換気、これが重要なんですって。換気扇はついてるんですけども、給気口がないために室温が下がらないというのが実態やというふうに教えてもらいました。

ですから、両方ともお金はかかるんですけども、一番何が温度を下げるのに効率がいいのかということ一度検討していただいて、その工事というのをやっていただきたいというふうに思います。でないと、せっかく設備投資をしても無駄な設備になってしまいますし、そんなにほかのもので変わらないのであれば、過剰な設備は投資する必要がないというふうにも思いますので、ぜひともその点については十分な検討をしていただきたいなというふうに思っております。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今ほどのご意見ありがとうございます。しっかりと調理員さんからのお話、またそういった空調関係の専門の方からももう一度お話を聞かせていただきまして、どういったのが給食室の快適な温度につながるのか、一度検証させていただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。町長、あんまりお金ないときですからね、お金かからんように、無駄遣いせんようにせんといかんと思いますの

で、老婆心ながらちょっと申し上げさせていただきました。

続きまして、食物アレルギーについて質問させていただきたいと思います。

食物アレルギーのある児童生徒への対応ということで、保護者に献立表を配布して最終確認をしているということでした。現状はアレルギーの原因となる食品を除去する除去食での対応ですか、それとも専用の厨房機器や食品で対応されているのでしょうか。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） では、アレルギーについてご説明させていただきます。

町内の学校給食での食物アレルギーの対応につきまして、現在、除去食での対応と自宅から弁当での対応というふうになっております。平成25年4月に策定しました対応マニュアルにより、事前調査、保護者との面談、学校内の関係職員による対応協議、事前結果による学校側と保護者との合意後、対応の決定しております。対象児童の原因食物も多岐にわたるため、保護者の方には事前に、先ほど言いましたように献立表を渡して最終確認をしていただいております。

なお、除去食につきましては、原因材料をまぜる前のおかずを食器に盛りつけ、ラップをして、対象児童生徒の、お子さんの名前をつけて配食しております。生命にかかわることでございますので、最新の注意をして対応しているということでございます。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 十分に慎重な対応をしていただいているのはわかるんですけども、例えば献立表を保護者に配布しても、食品の分析表が載っているわけではありません。ですから、分析結果によってはアレルギーのあるものが含まれているということも十分に考えられるように思うんです。

例えばこんなものにこんなものが入っているなんて思わなかったというような食品もいろいろありますので、アレルギーのある子というのはそういった微量のものでもアレルギーを起こすことが十分考えられますので、本当に万全の注意をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

なおかつ、除去食での対応ではなくて、できるだけ代替食、かわりになるもので栄養の補給。除去食というのは、その栄養が一部補充されないということですので、かわりに代替のものでその栄養分の補給ができればというふうにも思いますので、その点も含めて考えていただければと思います。

これをやってくださいということはどうなるかお金がかかって、どんなに手数がかかって、どんなに事務が煩雑になるかということとは十分承知の上で申し上げていますが、やはり大切な子どもたちが育っていくためですので、ぜひともその点ご理解いただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

何かご答弁ありましたらお願いします。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） 長岡議員さんの意見はを重々わかりました。ただし、今、長岡議員さんも言われましたとおり、現場での何百人の調理となりますと代用食等なかなか難しいものと考えられますので、よろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 私の気持ちは十分に理解していただけたと思いますので、今後に期待していきたいというふうに思っております。

続きまして、一元仕入れ、一元支払いということで、本年4月から松岡、永平寺、上志比の3地区で地区ごとにまとめて仕入れを行っているというふうに思っております。本来は業者との関係もありますので難しいとは思いますが、給食の質を一様化するためには一元仕入れというのがとても大切なことだというふうに思っております。

この点についてのお考えを教えてください。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） 一元仕入れにつきましてですが、今長岡議員言われるとおり給食の質を一様化にすることにとっては大事というふうに考えております。実施に向けて努力をしております。しかしながら、一部業者によっては大量に仕入れができないということや、地元の業者を育成するという観点からなかなか難しい面もあるということだけご承知をお願いしたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 問題は多々あるかと思っております。私たちが机上の上で考えている以上の問題があるかとお察しします。ですが、地区によって給食の質が変わるんじゃないだろうかとかってというのは、よくても悪くても保護者の方にとっては関心事だというふうに思います。よければよいで、悪ければ悪いで、不満があれば不平も出ると思っておりますので、ぜひとも業者との絡みもあろうかとは思いますが、そこのところ十分に慎重に検討していただきまして、永

平寺町の子どもたちが同じような材料の給食が食べれるようにしていただければというふうに管理監督のほうをお願いしたいと思っております。

続きまして、期間を決めて事業の検証を行うという項目がありました。昨年12月に同じ質問をさせていただきました。そのときは、事業を開始してからの期間が短いので今後取りまとめて報告したいという答弁がありました。給食無償化を開始いたしまして1年数カ月が経過いたしました。事業の検証は行われましたでしょうか。給食無償化の具体的な効果を教えていただければと思います。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） それでは、お答えいたします。

現在、各学校のPTA会長や地域・学校協議会の委員等で構成した学校給食検討協議会を立ち上げ、給食無償化も含めていろんな意見をいただいているところでございます。

具体的な効果については、保護者の教育費の負担軽減が大きな効果だと思っております。また、この事業の目的であります子育て支援をすることを目的としておりますので、今後、永平寺町に人口がふえるとか、そういうことについてはもう少し時間がかかるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 保護者の教育費の負担が軽減されること、これは非常に素晴らしいことだと思います。ですけれども、安全な給食を提供するだけでなく、設備の改善や改修、大きなお金がかかってくると思います。ほかにも町としては億単位の事業がたくさんあると思います。財政的に不安なので伺いいたしますが、平成33年には合併特例債の算定外で交付税が削減されると同僚議員の方からお話がありました。答弁にもございました。現状、町はその削減されるのをどのくらいだというふうに予測されているのでしょうか。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） お答えを申し上げます。

先ほども答弁させていただきましたけれども、少し詳しく申し上げますと、平成26年度、今年度ですね。今度におけます一本算定による普通交付税算定額は25億4,592万円。合併算定外によります交付税算定額は34億4,267万円となっております。今年度の合併特例による交付税の増加額はただいまの差し引きの8億9,675万円となっております。

国のほうでは、合併算定外が期限切れを迎える自治体が相次いでいるため、新たな財政支援策としまして普通交付税算定の見直しを段階的に始めております。合併算定外終了後の確定的な交付額は算定できておりませんが、今年度に比べておおよそ6億5,000万円程度の減額となるのではないかと推測をしております。

今後も地方財政計画や国の動向を適格に把握し、正確な情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） それでは、交付税が6億5,000万円削減されるというのを仮の前提といたしまして、削減された分、どのように町は対処されるお考えでしょうか。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） これまでも永平寺町行政改革大綱や中期財政計画に基づきまして職員定数の削減、交際費の抑制、事務事業の見直し、町税の収納率向上等の取り組みを継続してきたところでございます。しかし、使途が特定されていない自主財源の確保は依然厳しい状況でありまして、地方交付税などの依存財源に頼っていることに変わりがない状況でございます。

今後とも行政改革大綱実施計画に基づきまして事務事業評価などの行財政改革を確実に進捗させ、少ないコストで高いサービスを提供していくことを目指すのはもちろんですが、平成28年度から始まります合併算定替え段階的縮減を見据え、現行の中期財政計画期間中にはありますが、今年度中に現況下での情勢を勘案した中期財政見通しを策定することとしております。

現行の中期財政計画は、平成24年度から28年度までの計画期間となっておりますが、今年度策定を予定しております中期財政見通しでは、これまでの財政指標や現在の社会情勢をもとに、これからの中期的な財政運営の見通しを立て、少子・高齢化に伴う社会保障関係経費の増加、合併特例の終了による収入の減少など中期の財政状況を推計、勘案し、将来を見据えた健全な財政運営を目的に作成し、合併特例の終了に備えたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 今のお話の中で私が感じたところは、その中にはやはり

経費の削減というの必要なのかなというふうに感じたのは私だけではないと思います。

給食の無償化もここに来てやはりそれだけの財源を縮減しなければいけないということであれば、見直すことも必要なのではないかというふうにも思いました。

先ほど教育費の保護者負担が軽くなったというお話がありましたけれども、給食というのは私の頭の中では教育費というよりも、子どもの基本的な衣食住にかかわるものというふうに解釈して考えております。のであれば、子どもにかかわる衣食住に係る費用というのは、これは親の責任だというふうに思います。親が子どもに対してそういう責任を持つことにより、子どもは親に対し尊敬し、感謝する気持ちも培われるように思います。これは非常に大切な子どもです。

残念ながら、今日本でも親が子どもを虐待したり、あるいは行き過ぎれば殺してしまったりというようなことがあります。また、子が親を虐待し、殺したり、死んでも放置したりという事件がかなりあります。それは、やはり子どもが親に対する感謝あるいは尊敬し敬う心を忘れてしまった結果ではないかなというふうにも思わないわけではありません。

健全な子どもを育成するためにも、給食無償化というのは衣食住を考えますと見直さなければいけないのではないかというふうに考えます。見直すといっても全面廃止というのも一つかもわかりませんが、一遍完全無償化になったものをもとに戻して全額というのはなかなか難しいかもわかりません。そのところをまた理事者のほうでお考えいただきたいというふうに思っております。

といいますのも、先ほど学校教育課長がお話いただきましたように、給食に関する改善、それから教室のエアコン、こういった学校教育に係る事業費だけでも相当な額のものが必要になってきます。やはり受益者負担というののもあってしるべきというふうに思うのが私なんですけれども、この点についてどうお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 財政課のほうからまずお答えさせていただきます。

平成25年度決算におけます学校給食費無償化事業の総額は約8,400万円となっております。合併以来、永平寺町では町総合振興計画にもございますように、学校教育の充実を図ってまいりました。この施策もその一環として子育て世代の抱える経済的負担の一助となるよう進めてきたものでございます。

しかし、先ほども申し上げましたように、普通交付税縮減に伴う将来的な財政

不安はかつて経験のないものになると想定をしております。この施策も含めた全般的な事務事業の見直しが急務と考えております。

当町におけます学校給食無償化や乳幼児医療無料化を初めとした子育て世代に対する施策は、他市町との差別化を図り、若い世代を引きつける施策と認識しておりますので、慎重に論議を重ね、また町民の方々からのご意見を伺った上で将来的な検討を図っていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） 答弁が重複するかもしれませんが、学校教育課の立場としましては、今現在、先ほど言いましたように、学校給食基本検討協議会というのを立ち上げて今検討しているところでございますので、そういうところの意見もお聞きしまして、あらゆる機会に町民の皆様の意見をお聞きしながら方向性を検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

残念ながら私は、今、小学校、中学校に通っている子どもはもういませんので、その給食費無償化の恩恵に預からない町民の一人なんで、そういったことを申し上げるかもしれませんが、やはり町の財政も含めて考えますと非常に8,400万円のお金は大きなお金ですので、心配するのは私だけではないと思っております。ぜひとも子育てを充実した永平寺町であるがゆえの給食費の無償化だったというふうに思っております。それで、少しでも、一人でも多くの方が永平寺町に住みたい、住んでいきたいというふうにお考えいただければ、それはそれで必要な効果だというふうには思っておりますけれども、ぜひとも町全体のこともお考えいただいて、今後十分な検討をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この給食無償化につきましては、先ほど財政課長からありました、今財政も厳しくなっていく中で検討しなければいけないという一面と、もう一つは削減だけではなしに定住していただく、そういった魅力ある町の一つの大きな政策となるか、今いろいろそういった中で検証もしているところであります。

先ほどの学校給食協議会、それにつきましてもこの前僕も出席させていただきましたが、いろいろな本当に意見がございました。そういったのも踏まえまして、いろいろ考えながら進めていきたいと思っておりますので、また皆様のご意見等賜ればと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

一応これで私の本日の一般質問終わらせていただきたいと思います。さらなる検討をよろしく願いしておきます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 次に、4番、朝井君の質問を許します。

4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） まず初めに、町長にお伺いしたいと思います。所信表明の中で、職員がイキイキと働く「チーム永平寺町役場」について、いま一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） チーム永平寺町役場としての各課横断で実施していることや、情報発信等の取り組みについてご説明させていただきます。

まず、各課横断で実施しております取り組みにつきましては、主事、主査級の職員69名でワーキンググループを立ち上げ、まちづくりとブランド、情報発信戦略等5つのテーマごとに延べ39回の会議を開催しています。テーマごとに企画立案をして課長会で発表もしております。これらの取り組みは課が違って情報共有化や問題意識の統一が図られ、将来のまちづくりの企画立案のほか、事務の効率化に向けた取り組みとなっております。

5月1日より、若手職員を中心に町のフェイスブックを立ち上げ、各課や職員から旬な情報、町の気になる情報を積極的に発信しております。8月までに124件の情報を発信し、約3万5,000人の方に見ていただいております。47件のコメントをいただくなど新たな情報交換の場として活用をしていただいております。これからもタイムリーな情報発信に心がけ、町内外の方に関心を持っていただけるように努めてまいります。

7月より火災や災害などで迅速に対応するため、役場職位から入団希望者を募り、機能別消防団に新採用職員も含め5名入団しております。消防団での技術や知識を消防活動で生かすため、毎月二、三回の訓練をしていただいております。

そのほか、日常の庁舎内の掃除に加えて、朝の事業前に役場前の駐車場や国道沿いの歩道の清掃を行っております。若手職員の呼びかけにより、町民の皆様からお預かりした施設という認識のもと、職員の意識改革と町の美化を推進するため、清掃活動もしていただいております。

新たなまちづくりに向けて町民と連動した行政を行うため、行政内の情報共有も含め、各課横断的な連携のとれた取り組みを今後も継続してまいりたいと考えております。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

それに関連いたしましてですけれども、町職員の皆さんの接客ですね。町民が窓口に行かれた場合、優しい笑顔というのがないですね。何か難しい顔をしているので、町民の方から聞かれると、僕は、俺は相談に行ったのに何か怒られているみたいな感じだということでございますので、ぜひとも職員の皆さんは優しい笑顔をもって町民を迎えていただきたいと、そういうふう思うわけでございます。

私も40年間近く交通指導員をさせていただいて、朝、児童が登校するときに、おはようございます、こんにちは、いろんな元気な声が出ております。しかし、職員の中にはまだ元気な声が聞こえてこないというのが私に対しての率直なあれでございますので、ぜひともこういう挨拶、挨拶のできる人間、そういうふうにご指導いただいて、イキイキとした、今町長が言われる役場にさせていただきたいと、かように思っております。

それと、今度は総務課長に一つお聞きしたいんですけれども、今現在、永平寺町の集落は何集落あるかお答えください。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 3地区で90集落と認識しております。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 今言われたとおり90の集落がございしますが、町長もしつかり、我々議員も先般の選挙で永平寺町内、集落ずっと歩かせていただきました。だけど、今もう一つ総務課長にお伺いしたいんですけれども、集落を上志比から順番に松岡の最後まで90ですが、言っただけませんか。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 90の集落全て申し上げますとかなりの時間もかかりま

す。まず、なかなか考えながらも言わなければならない部分もあります。今議員さんおっしゃるように、上志比のほうから行きますと吉峰、藤巻、市荒川、それと石上、中島もごさいます、栗住波もごさいます、せせらぎもごさいますし、あとまだ大月、いろいろとごさいます。ゆっくり考えさせていただければもう少しスムーズに出るかとは思いますが、90全て今言おうと思いますとかなり時間がかかりますので、また後日改めてお二人でさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 私においては今言えますよ。5分間ぐらいで。言えますけれども、そうじゃなくて、例えば町民の方が役場のほうに「大野島の鈴木です」と電話かけたときに、大野島が東にあるのか西にあるのか、北にあるのか南にあるのかわからないのでは、町民の安心と安全を守っていただく仕事をされている職員がそれをわからないとはちょっと問題ではないかなと、それ思っているわけなんです。誰も今、総務課長さんに90全部言えと言ってるわけでもないんですけども、どこまでお考えでいられるかということをお聞きしたわけでごさいますので、こちらにいらっしゃるひな壇にお座りの課長さんも言える人ありましたらひとつ。いや、いいです。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 私も言えますが、今議員がおっしゃられているのは、やはり先ほど上坂議員の観光のことでもありました。職員がしっかりと郷土愛とか、自分の町のいいところ、またブランドとか、そういったものをしっかり把握していく、そういった必要がごさいます。しっかりと郷土愛を持つようなチーム永平寺町となるようまた取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） どうもありがとうございます。

では、次にまいりたいと思います。

教育課長さんにひとつお願いしたいんですが、今、合併して10年近くになるんですけども、小中学校の指定制服及び体操服ですね。それについてどれだけの品目があって、業者さんが何店舗あるか、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） それでは、お答えさせていただきます。

制服の種類と申しますか、体操服をも含めて、冬用の上下制服、夏用の上下、

体操服では冬用の上下、夏用の上下の8種類の制服がございます。

それから、指定店はございませんが、取り扱いの業者は松岡地区で3店舗、永平寺地区で1店舗、上志比地区で1店舗ございます。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 私も商売をしているから、なかなかこの制服とか運動服の取り扱いを今課長さんが言われたんですけれども、全部で48種類あるんですよ。小中で。なぜ言うかといったら、これ余談になるかもわかりませんが、私の隣にコインランドリーができたんですよ。朝の6時からお母さんがコインランドリーへ来られるんですね。何しに来てるかといったら、子どもさんの体操服を洗濯して学校へ持たせなあかんのやね。そのために洗濯に来られるわけなんですけれども、スペアが買うことができないというのね。上志比の場合、その1店舗ですから、買いに行った場合に在庫がないというんやね。だから、親としてみればスペア置いて、もう洗濯にも行かなくて、すぐ子どもに持たせてやりたいという気持ちがあるんですけれども、買うところがないと。行った場合に売ってないと。在庫がないと。商売をしてる人はわかるんですけど、その在庫を抱えておくというのはなかなか難しいと思います。

そこで、今課長が言われたように、松岡で3店舗、上志比で1店舗ありますが、どこへ行っても買える制服等を統一できないかということをお聞きしたい。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） 制服の統一という形でございますが、制服や体操服については各学校の特徴やら個性をあらわしているものですから、なかなか統一するのは難しいかなというふうに思っております。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 今の答弁の中で、それは難しいと思いますけれども、保護者にとっては大変なことなんです。昔我々のときみたいに継ぎ当てをして学校へ持っていくという子どもはもう誰一人もいないんですね。だから、できればそれ、例えば部活動、中学の場合に部活動の場合に、例えば上志比の場合には背中に「上志比」とか、「永平寺」とか、「松岡」とか書いてあります。それは部活のときにお使いいただいて、学習のある体操のときは全員が統一されたらいいんじゃないかなと。そうすると、ここにある店舗、5店舗ですか、これは自由にどこでも買いに行けるから、そうしたら困ることもないし、自由に買いに行けると。

何も福井まで買いに行くんじゃないんですから、5分か10分あれば買いに行けるんですから、そういう体制を今後考えていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） 先ほども申しましたように、制服の後ろに背中に、今回の場合見ると制服に「上志比」とか「永平寺」とか「松岡」って書いてあるやつが皆さん着ておられて、それをもって授業を行うというような形になっております。

ですから、先ほども申しましたように、その学校の特徴、また個性がありますので、それを一概にこちらのほうから全て統一しなさいというようなことはなかなか学校教育課のほうでは難しいかなというふうに思っております。

また、取り扱い業者につきましても、お聞きしますとなかなか地元の、早い言葉で言いますと地元の育成関係というんですか、なかなかあるというようなことも聞いておりますので、なかなか難しいのではないかなというふうに思っております。

以上です

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） これはいつしかやっていかなあかんと思うんですけど、考えてください。お願いします。

次に、定住促進についてですが、今現在、町では若者の定住促進支援制度ですか、これがまずあると思いますが、これが来年度の3月で終わりかというふうに書かれていますが、これを継続していただいて、支援していただいて宅地造成事業に進んでいくというようなお考えはどうでしょうか。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 議員仰せのとおり、今現在の若者定住促進支援事業につきましては24年度から26年度までの3カ年の制度でございます。ただ、先ほども町長も申し上げましたように、その3カ年の検証といいますか、成果等々分析させていただいて、来年度も継続の方向で少し改正をして、できるだけ効果の上がるような制度にして継続をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） この宅地造成ですが、なかなか難しい面がたくさんあると思います。町として一生懸命頑張っておられると思いますが、今、少子化は非常

事態ということを宣言されて、地方から都会へ人口流出を食いとめる具体策として住みなれた地方で働き、安定した家庭を築き上げるために町の保育料、医療費いろんな手厚い支援をしていただいておりますけれども、今現在、後に続く問題にあるんですけれども、空き家、空き地の問題がたくさんあるんですが、これを町の条例のもとに自治体が空き家バンクといったものを立ち上げて、その専門に歩く職員二、三名、やっぱりその所有者、いろんな方にお話をさせていただいてやっていただけたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 空き家の活用についてというお尋ねでございますけれども、今現在、永平寺町では空き家の所在地、間取り等を図面、写真等を添付しまして町のホームページで公開しまして、新たな利用者の賃貸、売却につなげる空き家情報バンク制度を議員仰せのとおり活用しているところでございます。

現在、昨年の3月時点の空き家実態調査をもとに利用可能と推測される空き家67件のうち、登記情報から所有者が判明しております50件の所有者に対しまして空き家情報バンクへの登録希望の有無、空き家の管理、空き家の利活用の妨げになっている要因などを把握するためにアンケート調査を8月20日に調査用紙を発送いたしまして、今現在、その空き家情報バンク登録への意思確認を行っているところでございます。

空き家情報バンクでは、今現在、3件の物件について町のホームページで入居を募集しておりますけれども、実績としまして今年度までに11件の登録があり、6件の契約が成立しております。

そのアンケート調査の中で中間報告になりますけれども、行政の考える空き家と所有者の方の考える空き家に若干の認識のずれというものがありまして、行政のほうでは外観で空き家だという形で把握させていただいた中に、こういったアンケートの結果、空き家ではないと。何か月かに1回管理をしているとか、あるいは県外に出ておられてこっちへ帰省したときにそこへホテルがわりというんですかね、そういった形で住んでいると。あるいは、他人に貸したくないというようなご意見もありまして、行政と所有者との間でのそういった認識の違いというもの、中間報告ではございますけれども見られております。

今後につきましては、そういったこともありますけれども、空き家情報バンクを紹介するチラシ等を今後全戸に配布するなどしまして、利活用が可能な空き家について引き続き空き家情報バンクの登録に推進していきたいということで、民

間市場への流通を促していきたいなというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） ご存じのとおり、家屋を撤去したり、更地にすると住宅の建つ土地の固定資産税ですかね、それが上がってまいりますね。それを町として特別住宅用地の固定資産税を軽減できる、できないか。特別配置をとっていただけないかなと思っておるわけでございますが。特にやはり空き家というのは景観上あんまりよろしくないし、それから敷地にごみを不当投棄したり、いろんなことがあるし、火災が起きやすいとか、いろんな問題がありますので、ぜひそういう特別配置をとっていただいて、早く空き家を撤去していただくと。所有者の方とお話しいたいて、景観よく、いい住みよい永平寺町にしていきたいと、かように思っております。

それにつきまして、空き店舗が最近、商売上たくさん出てまいりましたんですけども、何か活用するようなお考えはありませんか。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（帰山英孝君） 今ほどの税制上の特別措置ということで、軽減が引き続き受けられるかどうかというようなご質問なんですけれども、地方税法に基づきまして固定資産税等については掛けてございますので、町独自でそのような税制を行うということではできませんので、ご了承ください。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 空き店舗というご質問でございます。空き店舗につきましては、ご存じのように店舗のみの建物と今ほどお話ありましたように住居用のものとございます。この中でも空き店舗として提供できるものにつきましては活用を促していくのも大切と考えております。

商業の振興と地域の活性化を図るためにも、地域に根差した新規の事業者の支援という観点から十分活用は可能かと思えます。民間の意識の高揚を図る民間主導型で活用していただくということを念頭に置きまして、商工会というのがございますので、その担当部局とも力を合わせながら前向きに今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） どうもありがとうございます。

では、続きまして、学校給食費無償化の見直しの点につきまして、先ほど先輩

議員の長岡議員からいろいろきめ細かく質問され、課長からも答弁をいただきましたので省かしていただきたいんですが、一応私がちょっと考えているのは、行政が子どもを育てるんじゃないんですよ。親が育てるんですよ。僕はそう思っているんですよ。そのためには、やっぱり保護者ともうちょっと話し合っていたいて、週に1回ぐらいはお母さんの温かい弁当をいただく。そして子どもが育っていく。そうすれば親と子のきずながありまして、今言う親を殺したり、子を殺したり、そういったことがなくなってくるんじゃないかと。

だから、今こうやと言うんじゃない。一部負担していただくとか、いろんな見直しをしていただいて、少しでも親子のきずなをつくっていただく給食というんですか、そういうのをやっていただきたいと、かように思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） ただいまの朝井議員の意見、貴重な意見だというふうに思っています。先ほど長岡議員でも申したとおり、PTAやら含めた学校給食基本検討会を立ち上げていますので、そういうところで意見をいただいて、また今議員おっしゃるような意見もあらゆる機会を捉えて町民から意見をいただいて方向性を検討したいと。今の朝井議員の意見もひとつお聞きして、今後の参考にしたいというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） どうもありがとうございます。

では次に、学童保育についてですが、共働きの家庭や一人親家庭の小学生を放課後に学校内や児童館などで預かる学童保育の全国の利用児童数は93万と聞いております。しかしながら、今現在、希望しながらもそこへ学童保育に行かれないという方が待機児童といいますが、それが約40万日本の中でのいるんですけれども、本町におきましてはどのような状況なのか、お願いいたします。

○議長（川崎直文君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） それでは、学童保育の現在の状況につきましてお答え申し上げます。

学童保育につきましては、今ほど議員さんおっしゃられましたとおり、保護者が日中、お仕事等で家庭にいない小学校の1年生から4年生までの児童に対しまして授業終了後に家族的な、家庭的な雰囲気を持つ生活の場とか、遊びの場の提供をするものでございまして、一般的に放課後児童クラブというふうに呼ばれて

おります。

現在、松岡地区で3カ所4クラブ、それから永平寺地区では3カ所3クラブ、上志比地区におきましては1カ所1クラブ、計7カ所8クラブで295名のお子様を児童構成員及び児童クラブの指導員合わせて23名でお預かりしているところでございます。

今ほど待機児童のお話でしたが、永平寺町の町内の児童クラブにつきましては、待機児童ございません。全てお預かりできる状況でございます。

それで、主な活動内容でございますが、小学校あるいは地域及び家庭との連携を図りながら、児童の保護、育成、指導を行うもので、児童の健康管理あるいは安全管理、情緒の安定を図ること、また遊びの活動への意欲とか態度の形成を図る。遊びを通しまして遊びの自主性、社会性、創造性を培うなど、家庭や地域での遊びの環境づくりの支援を行っているところでございます。

また、子どもたち自分たちが所属する児童クラブだけではございませんで、町内の他の児童クラブとの交流あるいは各幼稚園の園児たち、児童館へお越しになった子どもたち、また生涯学習課で実施しております放課後子ども教室など地域での活動なども幅広く連携を図りながら活動しているところでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） どうもありがとうございます。

続きまして、禅の里の温泉についてお聞きします。

禅の里の温泉についてですが、課長もご存じのとおり、脱衣所の狭さとロッカーの数が少ないという苦情が利用者から出ておるんですが。私も行っていますが、ロッカーの鍵が少ないために私が畳の部屋とかテーブルの場で座っていると、ロッカーの鍵を貸してくださいと。取られちゃうんですね。知ってるから気安く言ってくるんですけどね。それぐらい少ないんですね。そうすると、僕はもう入れないんです。ロッカーの鍵がないから。そういう人が僕だけじゃない。そこに座っておられる方にみんなこう言っているんやね。そういうふうな温泉というか。

これ、たしかね、僕、これ温泉かどうかというのを質問したことあるんですけど、これは福祉健康施設ですね。どうなんですか、これは。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今ほどおっしゃったようにロッカー数が足りないといったことの苦情は聞いてございます。特にこの施設、土曜日、日曜日になった

場合に、ピーク時になりますと500人、600人というお客様が利用されると。ふだん平日につきましてはこのような状況は発生しないんですけれども、もともと想定しておりました利用者数は約6万人ですけれども、昨年1年間、丸1年ほどたちまして、約9万人弱ということでご利用がございました。平日につきましては200名弱の利用なんですけれども、特にいつとき、例えばことしの1月とか、年末年始につきましては600人を超えるご利用者があったと。特に時間帯的にも夕方のいつとき時にお客様が重なって、それでロッカーが足りない。そのためにそうした畳の部屋にいらっしゃるお客様の鍵をお借りすると申しますか、ということは聞いてございます。

お客様がたくさんいらしてくれただことに関しては感謝するところでございますけれども、もともと当初見込んでいた数よりも利用客数が多かったことがこうしたことにつながっているというふうに感じております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 確かに評判がよくてたくさん来られるのはうれしいことなんですけれども、そういう状況になってくるとだんだんだんだん客が減ってくるのは間違いないです。

それともう一つですけど、ご存じのように玄関入りしましたら料金の自販機ありますね。あれ、当初は町外の方は500円、町内は400円ということになっておりますね。今現在の状況はどうですか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 私、今行ったのは8月に1回行ったんですけれども、そのときに自動販売機の表示は、申しわけありません、見てございません。そのままになっているものだと思っておりました。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） そのままですけれども、結局、フロントにおきまして町外か町内の人かというの見分けがつかないんですね。だからほとんど400円が入っているんですよ。アユ釣りの方とか、福井、大野、勝山、町民と一緒に料金で入っておられます。それが現状なんですよ。それを行政は主導ですから、やっぱり管理されているところ、指導はちゃんと見ておかないとだめだと思います。

これはたくさん入っておられるから何も思わないかもしれませんが、そういう状況やと町民から苦情が出てくるんですよ。あの人ら、アユ釣りの方も400円、

私らも400円。どういうことやと、こうなるんですね。それはやっぱり行政としては指導するか、見ていただいてちゃんと確認しておかないとだめだと思います。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 運営の当初から町内外の見分けをどうするんだという話は出ておりました。その際に、いわゆる身分証明書の提示を求めるのかといったこともございました。ただ、県内外の施設の中でこちらでも調査させていただく中で、一番トラブルの原因になるのがその身分証明書の提示というのも原因ということで、一応町としてはその当時、そこまで提示は求めなくていいだろうということで業者にはお話をさせていただきました。

ただいま議員さんおっしゃったように、例えば明らかに町外である人が町内料金で入っているということに関しまして、その利用のお客様から苦情が出るようなことではいけませんので、いま一度、いわゆる施設の管理者に対しましてどのようなチェック体制をするのか、また今後どういうふうな体制をしていくかのことにつきまして一度話をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 今言われたとおり、料金の問題ですけれども、やはり400円という利用料が正当価格ならば、町内をまた値下げというところであれですけれども、350円にするとかね、料金の改正をしていただきたいと。それができないかの問題ですけれども。

それと、もとへ戻りますが、脱衣場の改修を、改修というんか広げるというお考えはありませんか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今現在、脱衣場が確かに狭いということは土日の利用者数を見て思っております。ただ、今、脱衣場の改修の件でございますけれども、ご利用されたときに坪庭みたいな庭がございます。あの庭は、要は少しでも屋外の光を取り入れたいということがございまして、今あそこを潰しまして脱衣場を広げるということとはできないことはないんですけれども、外の光を少しでも入れたいということからいくと光の採光場がなくなってしまう可能性ありますので、今、即座にその改修をするといったことはちょっとまだ考えておりません。以上です。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 先ほども言いましたけど、あの建物は当初聞かされていたのは、何回となく私が言ったんだけど、あれは福祉健康施設だというふうに聞かされていました。それで一つお聞きしたいのは、保健教室ですか、あれをご存じだと思うんですけど、入ったところに鏡がございますでしょう。それと奥に機械がありますね。それを健康教室、週に何回、月に何回やられているんですか。利用しているんですか、あれを。利用されていないならあこを改修したらいいんですよ。

そして、もう福祉健康施設じゃなくして温泉にしてください。そうすりゃ、もう何も言うことない。あこすればもう脱衣所も広がる、ロッカーもつくれる。やっておられるのかやっておられないのか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） まず、奥のいわゆるトレーニング機器ですけれども、実際にご利用される場合にはフロントにお伝えくださいということでやっております。なぜそうさせていただいたかといいますと、ちょっとお子さんが誤ってあそこでけがをされたということもございました。ですから、利用に際しましては必ずフロントの許可をと。一応利用されている方はいらっしゃいます。

先ほどの健康教室ですけれども、一応毎週やっているわけではございません。原則、町といたしましても月に1回から2回という形でお願いしてありますので、正直申しまして月31日あれば、じゃ28とか29日ぐらいは利用されていない状況があると。あともう一つは、お客様が多くなった場合にあそこをいわゆるこちらの畳の部屋以外に休息場として利用していただいているという状況でございます。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） わかりました。いろいろ後ほど検討していただきまして、できるだけ皆さんが楽しく風呂へ行かれるようにしていただきたいと思います。

もう一つ、外に足湯ですか、ありますね。あれは当初から建設のあれの中に入っておられたのか、管理会社がつくったのか、どちらなんでしょうか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 足湯につきましては、それを必ず提案しなさいというものではございませんでした。ただ、今運営をしている会社からその足湯をつくるという形の提案がありまして、それで足湯をつくらせていただいたという次

第でございます。

それと、場所的に関しましては、当初は西側のほうにつくる予定をしてございました。ただ、将来的に道の駅が来る可能性があるといったこともございまして、一応場所につきましては今のところで設置させていただいたという状況でございます。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） だから、それは町の提案でつくられたんですね。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 町の提案と申しますか、一応基本はプロポーザルみたいな形なんですけれども、そういったものがあってもいいかなということですからさせていただいたという状況です。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 課長、そこ何回か行かれていますね。行っていますでしょう。そうしたら、足湯が湯がないんですよ。入ってないんですよ。それから、入ってるかなといったら水みたいなね。それとか、汚れている。そういう現状があるんです。私、あこ通るたんびちょっと寄っては見るんだけど、そういうんでは足の湯にならないんですね。活用されてない。これはどうなっているのか。それはやっぱり行政が指導しないと。指定管理者に任せっきりではおかしいんじゃないかなと思うんですけどね。どうですか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今、おっしゃられた、お湯がない、冷たいといったことなんですけれども、営業時間中については足湯は稼働させております。今の例えば夜中とかいったときにはお湯を抜いたり。今の状況でいきますと夏場ですから虫が結構多いものですから、基本は足湯はそのままにしておいて、朝方なり抜いた上で掃除して、それでまた新しく張れということで以前は指導してございましたんで、今、もし空っぽになっているとか冷たくなっているというのであれば、それは即、ちょっと業者のほうに、運営事業者さんのほうに確認させていただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 今言ったとおり、午前中きれいなお湯やったね。昼から行ったら汚いんですよ。ということは、あれは巡回してないんですよ。だから、管理される会社がやっぱり管理しているんだからちゃんと見て入れかえるとか、

そういうやっぱり指導をしないとだめですよ。そうでないとだんだん永平寺温泉行って足湯のどこ行ったら汚いと、こういう評判が出ますとだんだん客が遠ざかっていくと思います。ぜひともすぐ管理会社とよく相談していただいて指導していただきたいと、このように思います。

続きまして、道の駅につきましてひとつお願いしたいと思います。道の駅ですが、どのような状況で今現在あるのかということ、上志比の町民がいろんなこと言っているわけですが、今現在、町としては道の駅整備検討委員会というのがあるそうですが、どこまであれされているのか。何も我々議員には一言もその道の駅のことに關しては知らされていないと。わかっていない。町民から聞かれても我々答弁もできないし、話もできないという現状なんですよ。だから、どういう状況になっているのか、ひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） あらかじめ時間の延長を行います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今、道の駅の現状についてというお尋ねでございますけれども、まず道の駅の今の現状の中で、今の用地、造成に関することについてまずお答えさせていただきますと、今現在、農業振興地域の区域の除外ということで、いわゆる農振の除外の変更手続を行っておりまして、その農振除外の手続が完了後、農地転用の許可をして許可手続を行いまして、その農地転用の許可が大体10月中旬ごろというふうに見込んでおりまして、その手続が完了後、造成工事に着手をしたいというふうに考えております。

また、県のほうでは国道416の道路管理者ということで駐車場及び道路利用者の休憩施設となるトイレ、情報発信、休憩コーナー等を整備する予定となっております。県の造成工事についても今年度着手する予定をしております。

また、やまぎわ天下一街道とか、広域観光のルート上にあることから、また大本山永平寺と県立恐竜博物館、奥越観光地とのちょうど中間地点ということから、広域観光資源の発信拠点ということで位置づけまして、町のほうは地域振興施設という形で整備を計画しております。これは来年度に整備を計画しておりまして、今現在、詳細設計の業務を発注しているところでございます。

今お尋ねの道の駅整備検討委員会での検討内容ということでございますけれども、道の駅整備検討委員会の中では道の駅と隣にあります永平寺温泉禅の里との調和ということとか、県と町の施設の整備の一体性ですね。そういったことを打ち合わせの中で意見をいただいております。県と調整を行っているところでござ

ざいます。

そういった調整の中で、具体的には禅の里の丸みを帯びた屋根と違和感のない形状でありますとか、禅の里への連絡通路の設置、あるいは駐車場内の車の流れを十分考慮するといったこと。利用者の利便性と施設の景観上の調和などについて意見をいただいて調整をしているところでございます。

これまでに昨年の9月30日から4回開催をしております、まず委員のメンバーの構成ですけれども、産業関係者ということで商工会及びJ A、吉田郡から4名、観光関係者ということで観光物産協会及び門前観光協会から2名、地元の関係者ということで5名、学識経験者1名、計12名の構成になっております。

その中で道の駅のコンセプトから管理、運営手法に至るまで道の駅の方向性についていろいろな項目でいろいろな意見をいただいております。その中で主なものとしまして、旅の潤いとなる道の駅をコンセプトにしまして、テーマは「つないで結ぶ」。ターゲットは家族連れ。事業実施の内容につきましては、町と運営事業者が永平寺の特色を生かしたものなどを考えた上で決定するという事としておりまして、施設の管理運営方法は全部指定管理という意見が多数を占めておりますが、実際に経営に関しましては事業の採算性、継続性の観点から検討委員会のほうでは方向性を出さずに町と指定管理者の方針に委ねるということで、今後指定管理者の募集要項等も十分検討しながら、その募集要項についてもまた整備検討委員会の中で検討していただきながら決定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この道の駅につきましては、議員の改選前ですが6月議会で一度説明させていただいております。

今、議員の提案ございました、一度、これのほかにも今大きな事業が永平寺町であります。そういった事業について新しく議員になられた皆様に説明させていただける場をいただければと思っておりますので、またよろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） どうもありがとうございました。

では、これで僕の質問終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩します。

(午後 5時01分 休憩)

(午後 5時01分 再開)

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、明日9日は定刻より本会議を開催しますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 5時02分 延会)